

令和6年9月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年9月6日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和6年9月6日（金）午前8時59分
閉 会 日 時	令和6年9月6日（金）午後4時12分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 8 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 0 号	令和 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 2 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計決算についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第 8 5 号	令和 5 年度鴻巣市介護保険特別会計決算について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	佐々木晴美
こども未来部参事兼	
こども応援課長	沼上 早苗
こども未来部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江
こども未来部参事兼	
保育課長	矢澤 潔
こども応援課副参事	黒巢 弘路
子育て支援課副参事	新井 玲奈
保育課副参事	富田まゆみ

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	服部 和代
福祉課長	鈴木 恵子
障がい福祉課長	野口 豊和
健康づくり課長	新島 政博
介護保険課長	宮澤多喜也
福祉課副参事	長島 正和
健康づくり課副参事	中根 洋子

(教育部)

教育部長	鳥沢 保行
教育部参与	上岡 勝
教育部副部長兼	
学務課長	池田 耕司
教育部参事兼	
教育総務課長	松本 直樹
生涯学習課長	清水 健紀
学校支援課長	杉山 賢次
スポーツ課長	竹井 豊
中央公民館長	新井 隆司
教育総務課中学校	
給食センター所長	関根 好一
学務課副参事	伊藤 一途
学校支援課副参事	鈴木 聡
学校支援課教育支援	
センター所長	中山 尚子
吹上支所副支所長兼	
地域グループリーダー	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康
川里支所地域グループ	
リーダー	生川 由美

書 記	國島 清文
書 記	小林美奈子

（開議 午前 8 時 5 9 分）

（委員長） それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

まず初めに、こども応援課長より高橋委員の冷水器についての答弁がありますので、お願いいたします。

（こども未来部参事兼こども応援課長） おはようございます。昨日高橋委員よりご質問のありました冷水器を設置している児童センターですが、吹上児童センター、北新宿児童センター、川里児童センターの3か所となります。

以上です。

（委員長） 続きまして、生涯学習課長より発言の補足の説明がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続けてください。

（生涯学習課長） もう一点ですが、なごみのやさんの光熱水費についてご質問いただきまして、確認をいたしました。当初答弁しましたとおり、光熱水費についてはなごみのやさんが実際払っているということでございます。ただし、光熱水費につきましては、クレアこうのすの指定管理者が全体の光熱費と一緒に払っているということで、その中のなごみのやさんの分の光熱水費を指定管理者に支払っているということで、光熱水費については支払っているということで確認を取りましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 0 2 分）

（開議 午前 9 時 0 4 分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

（西尾）では、議案第82号、令和5年度鴻巣市一般会計決算の所管の部分について幾つか質問させていただきます。事前の通告順に従って質問させていただきます。

まず、145ページの重層的支援体制整備事業ですが、事業開始から現在までの利用状況の推移をお伺いいたします。

（福祉課副参事）こちらにつきましては、令和4年度から開始しておりますので、令和4年度、5年度の支援件数につきましてお答えしていきます。

まず、多機関協働ということで、関係機関からつながれた方を支援機関につなげていった多機関協働の件数なのですけれども、令和4年度につきましては509件、令和5年度なのですけれども、745件となっております。

次に、アウトリーチということで、なかなか支援につながっていない方の支援ということで、令和4年度なのですけれども、1,313件、令和5年度なのですけれども、1,754件となっております。

以上です。

（西尾）ありがとうございます。L i v サポねっと、今女子トイレにもあったので持ってきたのですけれども、かなりのお金をかけてL i v サポねっとのほうをシステム、ホームページのほうを整備していただいているのですけれども、こちらの利用状況って、アクセス数、それからこのL i v サポねっとを経由してのリーチ、利用状況というのがもし分かればお伺いします。

（福祉課副参事）こちらのアクセス数になります。こちらが令和５年２月１日からとなっております。令和４年度ということで、令和５年２月１日から令和５年３月３１日までのアクセス数なのですけれども、7,442件、令和５年度なのですけれども、２万2,855件という形になっております。

それと、こちら掲載されている情報のほうからつながった件数なのですけれども、やはりいろんな方がアクセスするような関係で、すみません、その先までというのは、現状、把握するのちょっと難しいような状況です。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。151ページの鴻巣市障害者支援施設管理運営事業の備品購入費の中の施設用備品363万円の内容をお伺いします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和５年の９月にあしたば第二作業所の空調設備に不具合のほうが生じました。稼働にむらがありまして、途中で停止するなど、安定的な運転ができない状態でありましたことから、利用者の方の体調面等を考慮しまして空調のほうを整備したのになります。

既存の空調のほうは、ビルマルチ式ということで、１基が故障しますとほかの空調にも影響のほうが生じますので、将来的に不具合が生じた場合もメンテナンスが容易にできるようにということで、各部屋に１基、計５基の天つり式の空調のほうを設置いたしました。

以上です。

（西尾）では、利用者の方の健康第一、体調第一という意味で入れたということなのですけれども、一応、では確認なのですけれども、今あしたば第二作業所のほうは使われていないですね。第一作業所。

（何事か声あり）

（西尾）第二作業所。そうですね。すみません。ありがとうございます。承知いたしました。

では、次に参ります。159ページの障害者自立支援給付事業の障害者自立支援給付費なのですけれども、ここで伺っていいのかちょっと分からなかったのですけれども、質問入れさせていただきました。株式会社恵グループ、こちらのほうで障がい者向けグループホームで食材費の過大請求や、それから社会福祉サービスを不正請求したということで、厚生労働省のほうから今後事業所の指定の更新を認めないという連座制を恵グループが適用されております。今後、自治体による事業所の指定の更新ごとに、更新期限を迎えたら、それぞれの恵グループのグループホームが順次運営ができなくなるというふうに報道されておりますけれども、鴻巣市でも1件、恵グループ関連の事業所があると思いますけれども、こちらのほうへの影響はどのようなになっておりますでしょうか。

（障がい福祉課長） 答えいたします。

本市にありますグループホームにつきましては、更新期限のほうが令和11年の1月の31日となっております。まだ大分期間的には余裕がございますので、その間、グループホームの指定権者であります埼玉県の動向を注視するですとか、連携を図って、利用者の方への影響が最小限となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

（西尾） まだ更新まで期間があるということで、少し余裕があるかなと思うのですけれども、実際、現時点で本市内の恵グループの事業所の利用者さんの数は何人ぐらいなののでしょうか。

（障がい福祉課長） ちょっと古いデータになるのですけれども、6月の27日現在で本市のグループホームに入居されている方というのが8名おられました。そのうち鴻巣の援護の方が6名、他市の方が2名というような状況です。

以上です。

（西尾） そうしますと、鴻巣の方が6名、他市の方が2名入居されているということなのですが、まだ日程的には余裕はあるのですけれども、今後入居者さんが新たなグループホームなり施設なりを探されるに当たって、市のほうからはしっかりと支援体制を整えて、市のほうでしっか

り支援をしていくということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおりで、こういったグループホームについては、相談支援事業所のほうがまた新たなグループホームというのを探したりしますので、そういったご依頼等があれば、相談支援事業所のほうを通しまして、また新しいグループホームのほうを探したいというふうに考えております。

以上です。

（西尾）この件について最後に1点、もし教えていただけるようだったら教えていただきたいのですけれども、本市として恵グループのほうにどれくらい支援をしているかって、金額的なものでもし言えるようだったらお願いします。

（障がい福祉課長）すみません。そこについては、現時点でまだ県のほうから市のほうにも情報は入っておりません。県のほうもいろいろ、今後どういうふうにするのがいいのかというところで模索はしているようですので、そのまんま事業譲渡して負債分をとか、いろいろ検討はしていると思うのですけれども、現状ではちょっと実際そういった情報は入っておりませんので、またあれば適切に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。165ページの地域密着型サービス等整備助成事業の中の負担金と補助及び交付金なのですけれども、この具体的な内容について伺いたします。

（介護保険課長）こちらの整備助成事業の補助金なのですけれども、令和6年4月1日に市内本町に開設いたしました市内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所である里恋に対して、開設準備に係る経費として補助したものでございます。なお、この補助につきましては、埼玉県地域密着型サービス等整備助成金事業費等補助金を活用したもので、補助率10分の10となっております。

以上でございます。

（西尾）次に参ります。

171ページの放課後児童クラブ管理運営事業の負担金、補助金及び交付金なのですけれども、保育環境改善等事業補助金の内容についてお伺いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）こちらにつきましては、放課後児童クラブへの送迎用バス安全装置の設置費用補助金でして、令和4年度3月、令和5年の3月に補正をした繰越明許の事業となっております。具体的には、民設民営の放課後児童クラブ2施設4台分のバスに対して、ブザーが鳴るような安全装置のものをつけたものの補助になります。

以上です。

（西尾）分かりました。

次に参ります。177ページの要保護児童対策事業ですが、こちらのほうの保護対象児童数、それから職員数、体制を教えてくださいのと、それから昨年も質問させていただいたかと思うのですけれども、この保護事業の課題や難しさ、現時点で感じているものがありましたらお伺いたします。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

まず、要保護児童対策地域協議会の対象児童の数ですが、令和5年度に要保護児童対策地域協議会で進行管理を実施していた児童の数は延べ120件です。

続いて、職員数と体制ですが、令和5年度の職員体制は、正職員のうち保健師5名、社会福祉士1名、精神保健福祉士1名でした。そのほか会計年度任用職員として子ども家庭総合支援拠点相談員が4名配置されておりました。

続いて、事業の課題、難しさというご質問ですが、要保護児童対策事業では主に鴻巣市要保護児童対策地域協議会事務局として担う各種会議や研修会、子育て応援講演会、ひなちゃん子育て応援講座などを展開しています。課題としましては、現在の相談支援体制を維持、向上するため

の継続的な人材の確保と考えています。事業の難しさも、ソフトの面になりますが、支援の必要なご家庭との関係性を築くプロセスです。子どもの所属先など直接的な支援やサービスを実施している機関とは異なる立場で子どもや家庭に介入していくということは、お互いにハードルがあります。虐待通告など、関係性よりも指導や安全確認を重視する場合には、毅然と事実確認と注意喚起を実施しますが、困り事や悩み事の相談を受け、一緒に解決の道を探す場合には信頼関係の形成が欠かせません。今後も関係機関と連携をしながら、子どもの安全、安心を守っていききたいと考えております。

以上です。

（西尾）ありがとうございます。

令和5年度で保護対象のお子さんが延べ120件ということだったのですが、これは1人のお子さんが何度か保護されるというか、そういうことも含めての120件ということですか。

（子育て支援課副参事）こちらの数は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議において進行管理を実施しているお子さんの数となりまして、児童相談所に一時保護されている件数ではないので、そちら120件はそういった数となります。

以上です。

（西尾）分かりました。

会計年度任用職員の方が4名いらっしゃるということで、やはり支援体制として人材確保、継続的な人材の確保というのが支援される側にとっても非常に重要になってくると思うのですけれども、やはり何年か、二、三年で担当してくれた方がいなくなるとか、職員の窓口の方がいなくなるとするのは、やはり支援される側としても、こういった支援の場合は不安になる要素の一つかなと思うのですけれども、会計年度任用職員の方々は何年も継続して雇用される状況であるのかどうか確認させていただきます。要は、ころころ、ころころ職員の方が替わるような状況なのか、それとも一定程度の人数の職員の方が何年もずっとここで携わって

くださっている状況が確立されているのかということを念のため確認いたします。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

こちらの子ども家庭総合支援拠点相談員4名につきましては、1人ずつの正確な年数、今持ち合わせていないのですけれども、うち3名はもう3年以上、中には5年ぐらいになるスタッフもおります。最後、もう一人については2年目という職員がおりますけれども、比較的長く相談員を務めている方になっておりますので、今後入替えが起きないとは言えないのですけれども、一遍に全員が替わるという事態はないかなと考えておりますので、相談の継続性は担保していきたいと考えております。以上です。

（西尾）会計年度任用職員の方4名のうち3名が3年以上働いてくださっているということで、非常にありがたいことなのですけれども、こういった会計年度任用職員の方々、非常に責任の重い業務に従事していただいていると思うのですけれども、パートタイム会計年度任用職員なのか、それともフルタイムで毎月ある程度の収入が得られるような形で入っていただいているのか、どちらなのかお伺いします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

4名のうち3名については、週4日勤務していただいています、残り1人は週3日の勤務となっております。期末手当や保険のほうも入っている方たちになります。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。187ページの保育人材確保事業です。昨日もちょうと別の議案の質問で質問させていただきましたけれども、この事業内容と、それから現時点での成果、手応え、ありましたらお伺いします。

（保育課副参事）お答えいたします。

事業内容としましては、インターネット広告を活用した公立保育所における保育士の確保に係る広告料のほか、民間保育施設への保育士が居住

するための宿舍の借り上げに係る費用の補助、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等の支援に係る補助、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務へ活用するための雇用に係る補助、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に係る補助並びに新卒保育士への就職準備金の支給に係る補助となっております。

現時点での成果、手応えについてですが、保育卒の充実を図るため、国、県の補助金を活用し、必要となる保育人材の確保に向けた取組を実施したことにより、保育士の確保や離職防止、負担軽減につながったと考えております。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

193ページ、公立保育所管理運営事業なのですが、複数の保育所、前年度の決算書ではそれぞれの保育所ごとになっていたと思うのですが、この複数の保育所をまとめた理由と、それから対象保育所、昨日も説明ありましたけれども、念のためにお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

需用費や備品購入費など、保育所ごとに管理していたものにつきまして、一括して管理することにより柔軟な対応が可能になること、また保育所ごとに行っていた会計処理を一括で処理することにより事務効率も図れるということ、それと決算審査の際に監査委員からも集約について助言をいただいたため、今回まとめさせていただきました。

なお、対象となる保育所につきましては、公立保育所全7か所となります。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、207ページの生活保護扶助事業に参ります。昨日共産党さんのほうから資料請求していただきまして、こちらの資料も拝見させていただきました。なので、令和5年度の申請者数と受給決定者数について質問を事前に通告させていただいたのですが、こちらのほうは頂いた資料で足

りましたので、別の質問をちょっとさせていただきたいのですけれども、生活保護の本市の保護率なののですけれども、令和５年度では0.70％になっています。埼玉県 averages は、令和５年度1.33なのです。埼玉県の市部のほうで、本市は低いほうから３番目の0.70なのです。

それから、申請率のほうなののですけれども、新規の申請件数、窓口相談件数に対する新規の申請件数で、本市は令和５年度25.5％、埼玉県の平均は令和５年度は39.5％なので、申請率についても埼玉県の平均をかなり下回っているかなと思います。

先ほどの保護率も埼玉県の平均をかなり下回って、こちらのほうは特に埼玉県の市部で低いほうから３番目なののですけれども、生活保護受給の問題、いろいろ報道もされて、いろいろな難しい問題はあるかと思いますが、近年特に受給率が増加しているという報道も併せてあります。難しい問題はあるとは思いますが、受給率が低い理由をどうお考えか、お伺いいたします。

（福祉課副参事）受給率が低い理由ということなののですけれども……

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 2 9 分）

（開議 午前 9 時 3 0 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（福祉課副参事）こちら低いということなののですけれども、窓口での相談の対応なののですけれども、こちらでも丁寧に相手の状況を聞き取りしながら対応のほうはしております。中には、関係各課ですか、ほかに支援を受けられるのではないかとか、そういった部分へつないだりとか、あとは生活困窮の部分ということで、社会福祉協議会のそちらの窓口につないだりと、こちらのほうも特に断るとかそういった対応のほうは取ってはいないような状況です。

以上です。

（西尾）例えば生活保護の受給が決定した後に辞退届を出すようなケー

スというのはあるのでしょうか。私の手元の資料では、令和5年度、鴻巣市で6件、辞退届で廃止したという方がいるというデータがあるのですけれども、これはこういった理由で辞退届を出されているのか、分かる範囲で、もしくは言える範囲でお伺いします。

（福祉課副参事）決定して受給されている方が辞退届ということを出されるということはありません。こちら出されるということで、本人からの申出になってまいります。それも、辞退した後も生活のほうややっていけるめどが立っているということで、そういったお話があります。そういった辞退をしたいというお話と、今後の生活状況とかを確認しながら、こちらのほうも対応をしているような状況です。

以上です。

（西尾）分かりました。

先ほど申し上げました申請率なのですけれども、窓口の相談件数に対する新規の申請件数が25.5%というのは、1人の方が例えば2回も3回も窓口に来て、ようやく申請にたどり着くというケースも含まれて、それが他市よりも割合が多いから、こういった数字も出てくるのかなと思うのです。例えば本市のほうでは、何回目の相談にいらした方には申請を認めるとか、そういった何かルールのものがあるのかどうか、確認のためお伺いします。

（福祉課副参事）相談の回数ということで、そういった決まりとかというのはございません。本人の申請したいという意思を確認、必ずしまして対応しております。なので、回数のそういったものはございません。以上です。

（西尾）分かりました。引き続き対応のほう、よろしくお願いいたします。

次に参ります。213ページの医療機関等診療体制確保対策支援金給付事業ですが、この負担金、補助金及び交付金の対象医療機関数と主な内容をお伺いいたします。

（健康づくり課副参事）お答えいたします。

まず、内容なのですが、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に位置づけられたことに伴い、これまでの限られた医療機関による対応だけでなく、幅広い医療機関において、必要となる感染症対策や準備を講じつつ、地域における安心、安全で安定的な医療を提供いただくため、市内の医療機関等に医療機関等診療体制確保対策支援金の給付を行ったものです。対象は、令和５年４月１日において保険医療機関等を運営し、かつ申請の時点で当該保険医療機関等を休止または廃止していないもので、申請期限は令和５年６月３０日までとしました。保険医療機関等の区分に応じ、病院が５０万円、有床診療所が２０万円、診療所１０万円、薬局１０万円の額を給付しました。なお、給付決定は、対象医療機関数ですが、病院が４か所、有料診療所（Ｐ.１２「有床診療所」に発言訂正）が４か所、診療所１０７か所、薬局４６か所、合計１６１か所に対して行いました。なお、支援金の交付は、１の保険医療機関につき１回限りで、支援金の合計は１,８１０万円でした。

すみません、先ほど有床診療所という、有床診療所２０万円になります。すみません。ちょっと文言の訂正します。

以上になります。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他につきましては委員長に一任願います。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。２１３ページの健康運動器具地域促進事業についてですが、こちらの主な内容と、それから市民の方の反応はどのようなものがあるか、成果的な意味も含めてお伺いします。

（健康づくり課副参事）お答えいたします。

健康運動器具地域促進事業とは、運動教室の運営と、運動教室で利用している健康遊具の管理をしております。公園にある健康運動器具を使って健康の保持増進と、地域運動支援員が地域の中で自主的な活動を行い、健康づくりを広めることを目的に運動教室を実施しています。運動教室は、市内９か所で実施しており、１１１回の実施で、参加者は延べ１,００２人

となっております。

すみません、今の運動遊園の市内9か所で実施している回数ですが、117回の実施で、参加者が延べ1,002人となっております。継続して参加している市民が多い状況で、昨年度末、5年度末に実施したアンケートでは、運動遊園の満足度は95%でした。

以上になります。

（西尾）確認なのですが、この教室に参加される1,002人の市民の方々、ほとんどがやっぱり65歳以上の高齢者の方々になりますでしょうか。

（健康づくり課副参事）年齢は65歳以上というふうに決めているわけではないのですが、比較的65歳以上の方が多いかと思います。

以上です。

（委員長）西尾委員、おおむね60分というような割り振りの中で、あと20分程度となりますので、時間配分をご検討ください。よろしくお願いいたします。

（西尾）では、次の2つもこれ関連なのかと思うのですが、内容についてお伺いしますが、217ページの2つ一緒に参ります。健康体力づくり推進事業と健康ウォーキングポイント事業、これらの事業についても主な内容と市民の方の反応をお伺いします。

（健康づくり課副参事）まず、健康体力づくり推進事業になりますが、内容は、運動の習慣化、生活習慣病の予防、地域全体の健康づくりを目的に、ラジオ体操普及促進、健康体力づくり普及促進の2つを実施しております。

まず、ラジオ体操の普及促進では、市民ラジオ体操会、プロから学ぶラジオ体操会を実施し、参加した市民の88%が満足したとアンケートで答えております。近年の参加者は増加しており、人気の企画となっております。

次に、健康体力づくりの普及促進では、委託業者に運営をお願いしておりまして、生活筋力低下の防止を目的とした運動である健康フォローア

ップ教室、2つ目に、小さい子どもと保護者向けの遊びを通じた楽しく運動ができる親子教室、次に正しい歩き方を学ぶイベント、健康講話等を実施して、イベントの満足度はトータルで94%を推移しております。続きまして、もう一つのほう、健康ウォーキングポイント事業になります。こちらは、埼玉県が主催の歩数管理システムを用いた埼玉県コバトン健康マイレージを主軸とした事業になります。身近な運動であるウォーキングを始めるきっかけづくりとし、運動を継続できる環境を整えることを目的としております。内容としては、歩数計やアプリケーションサービスを用いて歩数管理ができるとともに、歩くことでポイントをためて、自動抽せんにて県の特産物が当たるなど、楽しく歩くことができます。近年、利用者の感想としては、埼玉県コバトン健康マイレージの一部の利用のアンケートを実施しており、健康マイレージを利用する9割の方が満足しているという回答でした。

以上となります。

（西尾）では、次に参ります。

303ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業についてなのですが、この委託料についてなのですが、策定業務委託料の内容と対象校をお伺いいたします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

対象校ですが、川里地域の小中、3つの小学校と中学校を一体的に整備するための計画になっております。また、業務内容でございますが、本業務委託は、川里地域の皆さんとの意見交換のほか、アンケート調査やワークショップを開催し、多くの意見をいただきながら、今後目指す小中一貫教育の方針をはじめ、土地の利用や校舎の配置、ライフサイクルコスト等を比較検討し、学校新設に向けた基本構想、基本計画を策定するための業務委託の内容となっております。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

311ページの教師用指導書等整備事業なのですが、ちょっと私の質

問 通告の字、間違ってしまったのですけれども、令和４年度の決算の中にあります学力定着支援事業というのがあったのですけれども、こちらとの今回のこの事業の違いはどこにあるのでしょうか。お伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

こちらの事業については、教師用の教科用図書と、あと指導書を購入する事業になっております。一昨年度、学校支援課のほうで学力向上支援事業という事業を立ち上げたときに、名前が学力定着支援事業と似たような名前だったため、実際こちら教科書しか扱っていない事業ですから、このような名前に変更させていただきました。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

319ページの学力向上支援事業なのですけれども、総合学力調査等委託料の内容と委託先、お伺いいたします。

（学校支援課長）お答えいたします。

まず、内容につきましては、市内小学校18校に対する学力向上支援事業として、総合学力調査、まるぐランドの提供、また教職員向け研修会等を行う内容となっています。委託先は、株式会社ベネッセコーポレーションです。

まず、小学校４から６年生を対象にした総合学力調査ですが、ウェブシステムにより児童の学力がデータ化されるとともに、一人一人に作成された個人帳票により、児童自らが学習状況を把握し、自身の振り返り、復習につなげることができるものとなっています。本調査は、学習者用端末内のドリルパークとの連携によって、成績に合わせた苦手克服カリキュラムが自動生成され、児童の状況に応じた個別最適な学びの実現につながっております。

次に、まるぐランドですが、本デジタルドリルは読み書きスキルの向上に特化しており、読み書き、認知特性の基礎スキルをチェックテストで把握し、児童一人一人の特性に合わせたレッスンが自動提案されることで児童の主体的な学びを実現させるものです。学習状況についてもデー

タとして可視化されることで教員の指導改善につながっているものとなっています。本ドリルの導入につきましては、読み書き等の基礎的スキルの向上をその後の学力や学習意欲につながる重要な力であると捉え、特に下学年、小学校1年生から3年生と特別支援学級で重点的に取り組んでおります。

以上でございます。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。321ページの幼稚園補助事業なのですが、この負担金と補助及び交付金について、私立幼稚園子育て環境整備、環境整地推進補助金（P.16「私立幼稚園子育て環境整備推進補助金」に発言訂正）の対象と内容をお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

補助金名、私立幼稚園子育て環境整備推進補助金という形になりまして、補助の対象施設は市内の幼稚園、鴻巣市内は4幼稚園がございます。補助金の額は、上限としまして申請年度の5月1日時点において在籍する園児の数に6,000円を乗じて得た額ということになります。補助対象経費は、幼稚園の施設の整備または修繕に要する費用のほか、幼児教育の環境向上のための物品の購入等に要する費用となっております。

以上です。

（西尾）まず、文言の訂正をお願いいたします。

今の質問で、私、文言を間違えたのですが、正しくは「私立幼稚園子育て環境整備推進補助金」に訂正をお願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

続けてください。

（西尾）次なのですが、323ページの小学校施設改修事業の委託費と工事請負なのですが、これ繰越明許の事情を一応念のためお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

本工事につきましては、国の令和4年度建築計画フォローアップ調査での事業前倒しを申請しております。交付決定が2月であったことから、年度内に工事が完了しないという理由で繰越明許となっております。以上です。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。327ページ、小学校ふれあいサポート事業の工事請負費の具体的内容をお伺いします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。まず、この改修を計画した理由といたしまして、北新宿地域の児童の通学区域変更及び北新宿第二土地区画整理事業の実施による児童数の増加、35人学級への対応に伴い、次年度以降普通教室が不足することから、当時特別支援学級として使用しておりました教室を普通教室へ転用し、当時使用しておりませんでした旧パソコンルームを特別支援学級へ転用する改修工事でございます。

内容といたしましては、旧パソコンルームのまず建築工事といたしまして、床下配線類及びカーペットの除去、段差解消、化粧フロアの施工等を行い、旧特別支援学級の教室から使えるものとしまして間仕切りカーテンや更衣用のカーテンを移設して再利用といたしますか、そちらでも移転して使うような建築工事を行い、それから電気工事といたしまして、コンピュータールームのほうが暗いという、現状の照明では暗かったので、照明や黒板等の設置、電源スイッチ、コンセントの増設等を行ったという内容になります。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。331ページの中学校施設改修事業の委託費と、それから工事請負費の繰越明許の事情はというふうに通告出しているのですが、これも先ほどの小学校の事情と同じでしょうか。交付時期の。

（教育部参事兼教育総務課長）委員のおっしゃるとおりでございます。

（西尾）分かりました。

では、次に参ります。337ページの社会教育総務費庶務事業です。需用費、役務費補償の具体的な内容をお伺いいたします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、ジュニアリーダー資格認定研修講座におきまして、車移動をした際に単独事故のほうを起こしまして、その事故に伴う費用が主なものとなっております。需用費の器具等修繕料につきましては、事故車の修繕となっております。役務費の標識撤去手数料につきましては、破損をしました道路標識を事故現場から撤去したものです。レッカー手数料につきましては、事故車が道から外れて斜面に落ちかけていたために、レッカー車によるクレーン作業を行ったものとなっております。また、賠償金につきましては、破損した道路標識の原状回復に伴う損害賠償、あと反射ボールの原状回復に伴う損害賠償となっております。

以上です。

（西尾）念のため確認なのですが、これは人的被害、負傷者とかは特に大丈夫なのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）人的な被害のほうはございませんでした。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

343ページの文化財調査事業についてなのですが、使用料及び賃借料の機器借上料の機器というのは具体的にどのような機器なのでしょうか。

（生涯学習課長）こちらの機器でございしますが、実際に開発等があったときに、文化財包蔵地というところがあるのですが、そちらのところに当たった場合、重機を使いまして実際の遺物、遺跡が出るところまで掘り下げるような作業が出てきます。こちらの重機の借り上げ料ということになっております。

以上です。

（西尾）重機の借り上げ料、ユンボとかですよ。土をですね。本市には埋蔵文化財調査員の方は何人いらっしゃるのでしょうか。

（生涯学習課長）文化財担当として2名、今現在生涯学習課のほうに在籍しております。

以上です。

（西尾）そうしましたら、本市の中で埋蔵文化財の発掘調査をしなければいけない遺跡とかが出てきた場合、その方々が一応、調査員の方は別に、その作業員の方は別に募る形で、その方々が現場リーダーのような方になって埋蔵文化財の調査をするという状況でしょうか。

（生涯学習課長）おっしゃるとおりでございます。

（西尾）分かりました。

では、あと2点なのですが、347ページの中央公民館管理運営事業、それから北新宿生涯学習センターまつり等開催事業まで一括のところなのですが、中央公民館の施設修繕料、施設用備品の内容、それから笠原の公民館のほうの施設修繕料の内容、これは昨日の説明にもあったかと思うのですが、それからこれも昨日前任者の方が聞かれていたかと思うのですが、この8月末に来た台風10号の被害で一時的に公民館使えなくなって、図書室のほうも貸出しが一時的に中止になったという状況がありますが、この被害の状況をお伺いします。

（中央公民館長（課長級））お答えいたします。

最初に、中央公民館の施設修繕料の内容ですが、これは令和4年の12月の中旬に敷地内の受水槽の加圧給水ポンプ2台のうち1台が故障しまして、残る1台についても老朽化のため故障する可能性が高く、完全に故障した場合、館内への水の供給が止まり、トイレの利用等に支障が出ることから、加圧給水ポンプの交換修繕を行ったものです。

なお、この施設修繕料は令和5年の3月議会に補正予算として計上しましたが、新型コロナウイルスやウクライナ問題等により物流が滞ったため部品の納入期限が不明確だったため、繰越明許しておりました。

次に、施設用備品の内容ですが、これは令和5年の12月の中旬に中央公

民館の1階、視聴覚室の空調が老朽化のため故障したため、これを空調機器を入れ替えたものです。なお、暖房が必要な冬の時期でございましたので、早急な入替えが必要だったため、予備費を充用しております。続きまして、笠原公民館の施設修繕料の内容ですが、令和5年7月の下旬にエレベーターの基盤が、これも経年劣化等により故障しまして、運転が停止しました。新しい部品に交換して、これは修繕したものです。これについて、令和5年9月議会の補正予算に計上して、これも部品の納期が不明確だったため繰越明許をしましたが、結果的には年度内の修繕が全て完了したというものになっております。

それから最後に、台風10号における被害ですけれども、これについて、川里公民館を含む全9館において特に被害等は出ておらないですけれども、一時的に停電、瞬間停電というのでしょうか、それによって使えなくなったと。すぐに復旧はいたしましたけれども、その間の利用ができなくなったというものだと思います。

以上でございます。

（西尾）分かりました。

では、最後に参ります。367ページの陸上競技場整備・改修事業についてなのですけれども、昨日もちっと説明ございましたが、現在の状況をお伺いします。

それから、言える範囲で結構なのですけれども、この一連の整備改修事業によって、陸上連盟などの、陸連などのコースの認定コースとかありますよね。正式に記録が出せるトラックなのか、陸上競技場なのかという、そういうものがもし前と違っているものがあれば教えてください。

（スポーツ課長）お答えいたします。

まず初めに、今回の陸上競技場整備改修事業の内容につきましては、まず陸上競技場外周でありますジョギングコースの修繕、凸凹した部分が出てしまった、それを4か所修繕いたしました。また、陸上競技場内のフィールド改修工事としまして、第1レーン全体、100メートルスタート地点、走り幅跳び助走路、第8レーンの第2コーナー部分の、この4か

所の改修工事を行いました。また、併せて備品購入としまして、走り高跳び用競技用具、マット、支柱、バーを購入し、また陸上競技場の先ほど申しました外周のジョギングコース及び駐車場の照明をＬＥＤに備品購入で変更したというのが今回の改修工事の内容となっております。また、先ほどご質問のありました認定、こちらにつきましては令和５年の２月で切れておりまして、現在はこの公認は取ってございません。このときにレーンの変更等もあったのですが、その辺の改修等については行ってはおりません。現状のままのレーンの幅のままで、摩耗が激しかった部分の第１レーンと、こちらを修繕をしたというような形で、利用状況についても、随分走りやすくなったという声はいただいているところでございます。

以上です。

（西尾）では、確認なのですが、令和５年２月で切れて以来、日本陸連の公認の認定は取ってはいないということで、その認識でよろしいでしょうか。

（スポーツ課長）委員おっしゃるとおり、公認は取っておりません。以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時０２分）

（開議 午前１０時１８分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

（生涯学習課長）朝一番で、高橋委員からの発言で、私の答弁の内容、「賃貸料」を「使用料」ということで訂正をお願いしたのですが、こちらの発言について取消しをお願いしたいと思います。

以上です。

（委員長）ただいまの発言の取消しについて許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(生涯学習課長) 改めまして、先ほどの私の昨日の発言ですが、「賃料」というのを「使用料」という形で訂正のほうを改めてお願いしたいと思っています。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(高橋) 昨日の文化センター管理運営事業の質疑の中で「賃料」と発言したものを「使用料」に訂正し、おわびいたします。お願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(芝寄) 議案第82号、一般会計決算を質問させていただきます。通告順に行いたいと思います。前任者と重なる部分あるかもしれませんが、もう一度ご説明のほうよろしくお願いいたします。

では、107ページ、お願いいたします。ふるさと館維持管理事業において、金額少ないのですが、防火管理講習会負担金、これ令和4年度決算ではなかったのですが、令和5年度で追加された理由等をお聞かせください。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。ふるさと館は、消防法における甲種防火対象物となっており、甲種防火管理講習を受けた防火管理者を選任する必要があります。令和5年度は、人事異動に伴い教育支援センター内に防火管理者が不在となったため、急遽予算流用させていただきまして、講習会の参加費用の対応をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

(芝寄) では、143ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業において、ち

よってこれ質問、今後出るところはあるのですけれども、ちょっと今朝簡単にお聞き、窓口のほうへ行ったのですけれども、いま一度ちょっと説明していただきたくて、ひとり親家庭と母子家庭の違いというものをちょっとご説明お願いできますでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） それでは、ご質問にお答えします。

様々な事業名の中に、ひとり親だったり、母子家庭という、「母子」という言葉が使われているかと思います。この理由については、国の制度の事業名だったりを使っていることから、詳細についてはちょっと分からないのですけれども、多くは、事業内容を見てみますと、母子、父子、養育者が含まれている事業となっております。事業名の中に「等」という言葉が、ひとり親等だったり、母子等というふうに含まれている事業名については、おおよそそちらの母子、父子、養育者が含まれていると考えております。

近年では、母子家庭、父子家庭という表現は、性別を区別しないというひとり親家庭という呼び方が今は使われていると考えております。

以上です。

（芝寄） よく分かりました。

では、質問のほうに移らせてもらいます。ひとり親家庭等医療費支給事業についてですが、まず対象家庭の数と令和４年度との比較等の推移をお聞かせください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） ４年度との比較となります。令和４年度の世帯数が648世帯、令和５年度は637世帯となっております。近年３年ほどの推移を見ますと、大体640世帯前後で推移しております。令和４年度と５年度の比較となりますと、11世帯減少となっております。以上です。

（芝寄） では、この中の内訳で、父子家庭ですか、はどのくらいおられるのか分かりますでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） 正確ではないのですが、おおよ

そ20世帯ほどです。

（芝 寄）では、143ページの同じ社会福祉総務費庶務事業、その下になります。会計年度任用職員を令和4年度は採用していなかったのですが、令和5年度は採用しているということになっています。この経緯をお聞かせください。

（福祉課長）令和3年度から4年度において、生活困窮者の自立支援事業において予算を計上しておりました。主に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の関連業務の事務補助のために採用したのになります。5年度については、今までの経験を生かしながら窓口業務や電話対応などの事務補助をしていただくために、庶務事業に計上したのになります。

以上です。

（芝 寄）では、次、145ページをお願いいたします。前任者も質問していた、昨日ですか、避難行動要支援者事業の中で、すみません、メモ取れなかったので、いま一度対象人数、全体の対象人数と登録者数をお聞かせください。

（福祉課長）令和6年の7月1日現在のものになりますが、現在登録している人数、登録数が1,721件になります。それと、名簿の対象人数になります。令和6年、同じく7月1日現在、1,396人（P.24「1万3,936人」に発言訂正）になります。

以上です。

（何事か声あり）

（福祉課長）すみません、訂正をお願いします。

1万3,936人です。すみません。訂正をお願いいたします。

（芝 寄）ちょっとすみません、対象者数がちょっとよく分からないのですが、私はこの件で平成29年に避難行動要支援者名簿の質問をしている中で、昨日ちょっと引っ張り出して調べたら、その当方で登録対象者数が6,795人……いいです。大丈夫です。

では、この名簿の活用なのですが、重々承知しているのですけれど

ども、実際やっぱり災害のときに一番必要なのかなというふうに思っておるのですけれども、先ほど言った一般質問、あのとき、もう随分前ですけれども、やはり実際災害時に採用されなかったということが7年前の台風19号のときにありました。実際名簿が活用されませんでした。避難勧告が出た台風の時ですね。それも含めて、要支援者名簿、これ今後また活用も含めて、何か私これなかなかパーセンテージも上がっていかないというのを思っているのですけれども、これ自体の存在をやっぱり考えるべき、活用の仕方もあるべきときに来ているのかなと。確かにいいものなのですけれども、何か絵に描いた餅になってしまっているような状況で、なかなか難しいのかなって。そこの辺は今後どのように活用していくのか、いま一度お聞きしたいのですけれども。

（委員長）先ほど福祉課長より対象人数の訂正がありました。発言の訂正がありました。その発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（福祉課長）活用の仕方ということでよろしいでしょうか。

まず、この制度を知らない方がたくさんいらっしゃいますので、この制度の周知をさせていただいて、その後に各自治会長さんですとか、そういった方に名簿等配付をさせていただいていますので、そのときに実際のそういった災害が起こったときにも活用していただくような形でまずは周知していきたいなと思っております。

以上です。

（芝寄）では、149ページ、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、ここについて給付金対象者、現在どのくらいあるのかと、対象者に対して実施した人数等、ちょっと詳細をお聞きしたいです。

（福祉課長）まず、対象人数になりますが、対象人数は2,806件になります。それと、実施人数になりますが、こちらは令和5年度中に実績人数とした数でお答えさせていただきます。令和5年度中に給付金を振込させていただいた件数は649件になります。

以上です。

（芝寄）何％になるのか、件数少ないのですけれども、ここは令和３年度とか令和２年度と比べて、推移はどんな感じになっているのでしょうか。

（福祉課長）こちらの給付金のほうは、令和６年１月３０日の臨時会にて議決をいただいたものになっておりますので、給付金の事業自体は令和５年度と６年度にかけているものとなっております。なので、今現在振込が終わっていない世帯もありますので、その件数を入れていないためにパーセンテージが低いような形になっております。

以上です。

（芝寄）では、１５９ページをお願いいたします。１５９ページの訪問入浴サービス、これについての実績数をまずはお聞きします。

（障がい福祉課長）令和５年度の訪問入浴の実績でございますが、総利用回数のほうが５０２回、１人当たりの平均利用回数のほうが４１．８回となっております。

以上です。

（芝寄）当初予算ですと９０８万５,０００円見ていたということになっていますが、今回６３２万５,２００円ということで、減になった理由をお聞かせください。

（障がい福祉課長）当初は、お一方当たりの利用回数がもう少しあるのかなというところで見込んでいたところであるのですけれども、実際は前年よりも若干利用回数等は減少しておりますので、そういった関係でちょっと予算のほうは執行残のほうが出ているというような状況でございます。

（芝寄）では、その下の、一番下から２番目の更生訓練費等支給事業についてお聞きします。

こちら当初予算４５万６,０００円で、今回１４万５,０９０円ということで、減の理由と実績内容をお聞きします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

更生訓練費につきましては、令和４年度と比べますと若干支給額のほう

は増加をしておるのですけれども、通所した日数等によって単価等が異なっておりまゐります。そういった形もありまして、なかなか実績の見込みというのが難しいというような状況でございまして、実際令和５年度にご利用された方は６名ということでございます。

以上です。

（芝 寄）ここに関して、この事業内容に関しては前もいろいろちょっと質問したことがあるのですけれども、かなり利用者数が低くなっているのかなと思うのですけれども、やはり利用対象者が少ないのか、それともこういったものがあるのを知っている方が少ないのか、どうお考えになっているのかお聞きしたいのですけれども。

（障がい福祉課長）こちらについては、まず生活保護法に規定する被保護者の方が総合支援法に基づく自立訓練または就労移行支援を利用した方ということになりますので、そもそもの対象者になり得る方も少ないのかなというふうには思っています。

以上です。

（芝 寄）１６５ページをお願いいたします。鴻巣市介護保険運営協議会運営事業についてお聞きします。

報酬についてお聞きしたいのですけれども、令和４年度よりも増加しているのですが、まずは理由をお聞かせください。

（介護保険課長）令和５年度は、第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定年度ということで、慎重なご審議をいただくということで年８回開催することになっております。その計画の策定年度以外の通常年度のときは年３回ですので、必然的に委員報酬等が増額になっております。

以上でございます。

（芝 寄）では、単純に回数が多かったから増えたということの認識でよろしいですか。

（介護保険課長）はい、そのとおりでございます。

（芝 寄）１７１ページをお願いします。真ん中、情報発信型子育て支援事業

の中でのアプリの件で、まずは利用状況、どのくらい令和５年度、末でもよろしいですけれども、あったのか。また、令和４年度、令和３年度と比べてどのような状況になっているのかお聞きしておきます。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

令和５年度末時点でのユーザー数が1,860名、このうち女性が86%を占めております。直近の過去３年間のユーザー数でいきますと、令和４年度末時点で1,506名、令和３年度末時点で999名となっております。

以上です。

（芝寄）このアプリを利用した利用者からの反響とか、何か情報とか入っているのであれば、幾つか挙げていただきたいと思います。

（こども応援課副参事）反響なのですけれども、特にこれ利用者からの声を吸い上げる機能とかが特段ないので、反響といいますとなかなか難しいのかなというのが現状ではありますが、年々ユーザー数は増えておりますので、そういったところからでも多くの方にご利用いただいているのかなと考えております。

以上です。

（芝寄）こういったアプリがあることの告知、情報発信はどのようにやられているのでしたっけ。お願いいたします。

（こども応援課副参事）こちらアプリの名前、母子モと申しまして、その名にもありますとおり母子手帳機能がございますことから、母子手帳交付の際に登録のチラシのほうも一緒に配布させていただいております。

以上です。

（芝寄）177ページをお願いします。上段、こどもの医療費支給事業について、扶助費の部分なのですけれども、当初予算で３億5,000万強ありまして、決算で４億4,000万強あります。増の理由をまずお聞かせください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）増の理由をお答えいたします。子どもの医療費支給事業につきましては、令和４年10月より県内現物給付となりました。令和４年12月支給分から医療費が増加しております。

また、令和５年５月の８日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の２類から５類へ移行したことにより、新型コロナウイルス感染症、またインフルエンザの感染症の流行も医療費の増加に影響を与えていると考えられます。

以上です。

（芝 寄）分かりましたので、次へ行きます。

183ページ中段、母子家庭等対策総合支援事業、こちら先ほどひとり親と同じように対象人数まずお聞きして、父子も含まれているのかもお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）こちらの事業には幾つかメニューがございます。まずは高等職業訓練促進給付金ですが、実績としては７件ございましたが、父子の利用はございませんでした。自立支援教育訓練給付費につきましては、１件の利用がございましたが、父子についての利用はございませんでした。高等学校卒業程度合格支援給付金につきましては、ゼロ件となっております。大学等受験料・模擬試験受験料支援給付金ですが、こちらは中学生の模試に１０件、大学の受験料のほうに１件の申請がございました。

以上です。

（芝 寄）父子家庭の人数、今答えられましたか。ごめんなさい、聞いていなかったかな。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）対象者が父子家庭を対象にしている事業につきましては幾つかございますが、利用がなかったという形になります。

以上です。

（芝 寄）このような扶助費があることの告知の仕方はどのような形でやっているのか、確認のためお聞きしたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）皆様、ご事情により、ひとり親家庭等になるケースがございます。まず、事前の相談のときにもこのようなメニューの事業があることをご説明し、また実際にひとり親になり

まして、児童扶養手当等の申請の際には、こちらの一覧表等の冊子をお渡しし、周知しております。

以上です。

（芝寄）187ページをお願いいたします。一番上、民間保育園等補助事業についてお聞きします。

この補助金部分で、まずは詳細をお聞きします。

（保育課副参事）お答えいたします。

民間保育園等補助事業の詳細になりますが、この中には幾つかの補助金がありまして、安心・元気！保育サービス支援事業費補助金、延長保育補助金、一時預かり事業補助金、保育利用支援事業補助金、病児保育事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対策補助金、ICT化推進等補助金という事業が中に入っております。

以上です。

（芝寄）この辺の7つ補助金等があるわけですが、ここ1年の利用状況、これ増えているのか、減っているのか、ちょっとお聞きしたいです。

（保育課副参事）お答えいたします。

全ての補助金におきまして、総じて利用のほうは増えております。

以上です。

（芝寄）では、同じページの真ん中の保育ステーション事業についてお聞きします。

まず、これの利用実績、利用数、令和5年度分をお聞きして、一緒に令和4年度と比較しての推移もお聞きします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

令和5年度の登録児童数につきましては、30人となっております。利用数につきましては、延べとして利用人数は5,383名となっております。令和4年度の実績としましては、登録児童数が27名、延べ利用人数は4,793名となっております。

以上です。

（芝寄）この事業は何年たちますか。3年、4年でしたっけ。コロナ前

に……４年ですか。すみません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前１０時５０分）

◇

（開議 午前１０時５０分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

保育ステーション事業につきましては、平成30年度（P.37「平成31年度、令和元年度」に発言訂正）から行っております。

以上です。

（芝寄）６年たったわけですけれども、これできたときに、私、委員会だったかな、質問したと思うのですけれども、この利用範囲を吹上地区のほうにもぜひというふうなことをお話ししたことあるのですけれども、その後どのような話で検討されているのかとか、何かちょっとお聞きしたいです。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

正直言いますと、特段今のところまだ検討はしていない状況です。

以上です。

（芝寄）では、６年もたった現在で、今後も可能性としてはないという認識でよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）今のステーションからいくと、ちょっと可能性はないかなという形で思っております。すみません。

以上です。

（芝寄）では、207ページをお願いします。前任者も質問していたところではありますが、生活保護扶助事業の中で、昨日頂いた資料で件数等は把握できましたが、令和５年度末において863名ということで、この中で、まず就労している方というのは何名おられるのでしょうか。

（福祉課副参事）現時点なのですけれども、就労している方ということで、毎月集計したりとかということで、すみません、詳細には把握して

いないような状況です。

以上です。

（芝寄）把握していない。分かりました。

では、この863名の中で外国人はおられるのでしょうか。

（福祉課副参事）外国人の方もおります。

以上です。

（芝寄）この生活保護に関して、今SNSなんかではかなり話題になっているのですけれども、不法滞在の方にも生活保護を与えている市町村もあるというふうに聞いております。実際あるのですけれども、本市はその辺は把握しておられますか。

（福祉課副参事）鴻巣市の外国人の方に対してなのですけれども、国とか県とかで資格要件というのがありますので、そちらにのっとって対応しているような状況です。なので、現段階で不法滞在の方とかという方で保護を適用している方はいないような状況です。

以上です。

（芝寄）本市はゼロということで、では承っておきます。分かりました。209ページをお願いします。真ん中ほど、障がい者等歯科診療運営業務委託事業、こちらも前任者、ほかの方が質問していたのですけれども、すみません、ちょっとメモれなかったのですけれども、令和5年度の受診した方の実績プラス前年度と比べてもどのくらいどうなっているのか、ちょっとお聞きしておきます。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和5年度の利用実績につきましては、受診者数が96名、延べの受診件数は306件となっております。近年の推移で申し上げますと、例年、受診件数については300件台ぐらいで推移しております。

以上です。

（芝寄）その人数の計算なのですけれども、年度をまたいで受けられた方も、それはカウントという形になっているのでしょうか。

（障がい福祉課長）受診者数については、毎年、年度末で集計をしてお

りますので、年度をまたいだ方はまた1人というふうにカウントしております。

以上です。

（芝 寄）217ページをお願いします。健康体力づくり推進事業についてお聞きします。

これ委託料で323万ということになっておりますが、委託内容をちょっと具体的にお聞きします。

（健康づくり課副参事）お答えします。

先ほどの答弁させていただいた内容とちょっと同じようなところもあるかなと思うのですが、この委託内容につきましては、健康体力づくり推進事業業務委託料ということで、ラジオ体操の普及促進と……失礼しました。体力づくり普及促進ということで、生活筋力低下防止を目的とした教室、あとはお子様、親子の遊びを通じて楽しく運動ができる親子教室と、正しい歩き方を学ぶイベント、健康講話を実施したものになります。

以上です。

（芝 寄）その教室といったところでやるわけですが、いつもやる場所は決まっていて、そこで年何回とか、そういったイメージでよろしいのですか。

（健康づくり課副参事）お答えします。

フォローアップ教室というのは、会場を2会場に分けて、募集した人数が毎回定期的に通ってくるような形になっております。あと、ほかの教室も場所を決めて申込者を募集して実施しているというような内容になります。

以上です。

（芝 寄）内容は分かりました。

では、その報酬の中でスポーツ推進員報酬とありますけれども、多分これそこに携わる人の報酬、先生みたいな方ですか、教室の、そういったものの報酬というふうに認識でよろしいのですか。

（健康づくり課副参事）報酬のほうは、こちらまたラジオ体操の普及促進のほうでやっているものと、また委託の内容とは違って、ラジオ体操等、そちらでの報酬という形になります。

以上です。

（芝寄）311ページをお願いいたします。上から3つ目、入学準備金及び奨学資金貸付事業についてお聞きします。

令和5年度の実績、件数等と過去の返済状況等をお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

令和5年度の実績件数につきましては、高校大学入学準備金貸付金のほうが2名。高校に1名、大学に1名。それと、高校大学奨学資金貸付金のほうが計5名。内訳は、新規の方が3名、継続で令和2年度から貸与している方が2名。

過去の未済額、未済の関係なのですけれども、こちらの入学準備金のほうは4名の方がまだ未済で、金額にすると合計38万8,000円、未済額になっております。そして、奨学資金の貸付けのほうは、2名の方が返済まだしていなくて、1名の方が109万7,700円、それともう一人の方が4万円、合計にすると113万7,700円滞納しているという状況です。

以上です。

（芝寄）今、未収でいいのでしたっけ。未収という言葉で。一番古い方で何年前の方になるのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

入学準備金のほうが平成6年、そして奨学資金のほうが平成9年です。

以上です。

（芝寄）平成6年というともう立派な大人になっているわけで、働いている方もいる、働いているのでしょうかけれども、毎年これは督促みたいのは送っているのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）送っております。実際に臨宅とってご自宅まで訪問して、実際返済も昨年度していただいている方もおりますし、先ほどの平成6年の方も、若干ですが、5年度中に返済していただいて

はおります。

以上です。

（芝寄）では、323ページをお願いいたします。上段、みどりの校庭推進事業において、まずは残りの小学校の数をお聞きしておきます。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

現在、13校を実施しておりまして、残りが……ちょっと暫時休憩、すみません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 1 1 時 0 5 分）

（開議 午前 1 1 時 0 5 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部参事兼教育総務課長）申し訳ございませんでした。

みどりの校庭につきましては、小学校を実施しておりまして、小学校残りが5校となっております。

以上です。

（芝寄）これみどりの校庭は、たしか対象になるのが学校長の手挙げ制だったというふうに認識しているのですけれども、学校長がうちはいいいよと、やらないよって言えば、そこはやっていなかったというふうに認識しているのですけれども、残り5校の中で誰も手を挙げなかった場合って、次の年度何もこれは手をつけないということ、そういう認識でよろしいのですか。それとも、何とか全校、鴻巣市は全校みどりの芝生を植えていくという方向性なのか、そこら辺ちょっと認識を確認したいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

毎年学校長とは協議を今後もしていきまして、芝生化の後、管理団体が維持していただくこともありますので、その辺の兼ね合いも含めて調整をしていく形になります。現時点では残り5校が未実施ということになっています。

以上です。

(暫時休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 0 7 分)

(開議 午前 1 1 時 0 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

あくまでも学校と協議をして実施をするということになりますので、学校のほうが希望がない場合は実施をしないという形です。

以上です。

(芝寄) この事業は、あと5校となればぜひともやっていただいて、鴻巣市の小学校は全部芝生があるよというふうなアピールもできるので、ぜひ推進していただきたいなというふうに、評判も皆さんいいので、芝生があると、ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後になります。363ページをお願いします。一番下の教職員職場環境改善事業についてお聞きします。昨年も聞いたと思うのですが、心の健康チェック委託料、ここについて、令和5年度に当たってどのような内容があったのかも含めて、相談内容も話せる中で、あればちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

心の健康チェックに関しましては、今年度もICT、コンピュータを使って各教職員にチェックをしたところですが、対象が554名の中528名の教職員が回答して、95%の回答率が得られました。その中で、高ストレス判定されたのは51名おりまして、全体で9.7%の方が高ストレス者ということで結果が行っています。

以上です。

(芝寄) その51名の方が何かしらアンケートであったということですのでよろしいのですか、認識は。

（教育部副部長兼学務課長）こちらの結果については、我々や、あと学校の各管理職は実は把握できなくて、各個人に通知が返されていく状況なので、実際この数値だけが我々のところに届いています。なので、その方たちが健康医に相談したりとか、校長に相談したりとかというのは分からない状況なのですが、ただ実績として健康医に相談しているという実績は今のところ1件も上がっていない状況です。

（芝寄）そうだったのですか。ちょっと認識が違いました。そうすると、アンケートをチェックして、ちょっと悩みがあるかなという方はそれが本人に返ってきて、本人が行動を起こさなければ何も進まないということになりますよね。これって何かもっと行政側のほうではフォローすべきだとは私思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

（教育部副部長兼学務課長）このストレスチェック制度に関しては、こういった結果が出たことに基づいて医師による面接指導を受けなくてはいけないというふうになってはおるのです。なので、職場、各学校では自分のストレスチェックの内容によって、もし相談あるいは健康状態に不安があれば管理職なり学校にいる学校医に相談をしてくださいというふうには伝えてはおるのですけれども、実際は健康医を利用したという実績はこちらには上がってきていない状況です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分）

（開議 午前11時29分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。
保育課長より発言を求められておりますので。

（こども未来部参事兼保育課長）貴重なお時間申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど芝寄委員から、187ページ、保育ステーション事業の事業開始年度のご質問をいただきましたけれども、その際、「平成30年度」と申し上げましたが、正しくは平成31年度、令和元年度でございました。おわび

して訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（潮田）前任者がいろいろ聞いておりましたので、通告たくさん出していましたけれども、その中でのセレクトになります。

107ページ、ふるさと館維持管理事業、これ光熱水費250万円の減の理由。これは電気料金の減ということでありましたけれども、それにしても元の数字がとても大き過ぎるかなと思っていて、ほかの同様の施設の光熱水費よりも1桁単位が違うかなというふうに思っているのですが、この光熱水費の中の電気料金と水道料金のそれぞれの金額を教えてくださいませんか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。光熱水費のうち、電気使用料が1,018万9,368円、水道料金が225万600円となります。

以上です。

（潮田）電気料金がこれだけというのは、よっぽど残業しているか何かでしょうか。ちょっとこの数字はほかと比べるとあまりにも大きいかなというふうに思うのですけれども、そのような認識はないということでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。こちらふるさと館全体の電気使用料となります。

以上です。

（潮田）ふるさと館全体というと、ではここに図書館とかもみんな入っているということ。あそこ一体の全部の水道料金であり、全部の電気料金ということになるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））委員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）分かりました。

143ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業であります。これは、先ほどこれ現物給付が始まったりとかというのものもある、ほかのほうで現物給付の話がありました。これにつきましては、ひとり親家庭のほうは1月からでしたよね。1月からだったかと思えますけれども、これについてもそのことによる増というふうに捉えてよろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）お答えします。

現物給付が1月から始まりまして、影響があるのは3月支給分、2か月遅れの支給となりますので、1か月ほどのものは影響になったかと思えます。（P.47「影響は令和5年3月支給分から生じております」に発言訂正）しかしながら、それだけではなく、やはりコロナウイルスの2類から5類への移行、また全体的に医療費のほうが増えているということも要因だと考えております。

（潮田）それでは、145ページの生活困窮者自立支援事業のところでは家計改善支援事業委託、これは社会福祉協議会のほうに委託だと思うのですが、実際にはこれはどのような、内容的なものも含めてですけれども、効果はあった。具体的な例をちょっと言っていたきたいと思うのですけれども。

（福祉課副参事）具体的な例ということで、効果のほうなのですけれども、なかなかやっぱり家計のほう改善されなくて生活に困窮している方ということで、なかなか最後の改善に至るまでは難しいということはお聞きしております。その中で、相談に来られる方から、そういった相談を受けることで家計を改善する動機づけになっているとか、あと相談者がそういった自分の家計を見てくれることでお金の使い方が本当にこれでいいのかどうか確認してもらえることで安心感があるというような声をお聞きしております。

以上です。

（潮田）実際にこれは何件ぐらいの方がこれで相談になったとかという数字はこちらには報告はあるのでしょうか。

（福祉課副参事）令和5年度の相談件数なのですけれども、延べ82件の

相談があったということを聞いております。

以上です。

（潮田）この82件、要はこれは生活保護にならないように、その方が自立支援で、自力で頑張っていけるようにという支援かと思うのですけれども、これをやって、でもやったけれども、後に生活保護の申請になった件数というのは掌握できているのでしょうか。

（福祉課副参事）そういった方が現状は把握できておりません。

以上です。

（潮田）これの家計改善というのがすごく大事かなって思って、そのための委託料ではあるので、ちょっとこれについては、今後は情報を、個人情報ではあるのだけれども、大事な共有部分かなというふうに思うのですけれども、そういう考えはあるのでしょうか。

（福祉課副参事）その家計改善の結果、そちらの情報につきましては重要とは考えておりまして、昨年度末なのですけれども、その結果ですか、相談結果とかも担当も把握しているような状況になっております。

以上です。

（潮田）続きまして、149ページの電力・ガス・食料品等価格高騰生活者、この追加支援のほう、普通のというか、その1つ手前のほうの生活者支援給付のほうは、これはプッシュ型だからいいのだけれども、追加のほうについては、これが自分が申請すべき人なのか、申請してよいのかどうかというのが分からなかったりとか、または基準日とかでちょっとみんないろんな情報で分からなくなっている方が多くいらっしゃるかと思うのですけれども、これの申請というのについては、こちらから申請をしたほうがよいですよというお知らせをするものなのかどうか。ちょっとそこら辺がどういった形で流れて、要は自分はこれを追加でもらう、申請をするべき人なのかどうかというのが分かっていない方がいるかなって思うのですけれども、そのようなことはないのでしょうか。

（福祉課長）まず初めに、3万円……すみません。その1つ前の電力・ガス・食料品等価格高騰生活者支援給付金の支給事業の対象者になった

方には7万円、次の追加の給付金の対象者ですよという通知は差し上げたところですが、ただ、その中でもまだ、鴻巣市に新たに転入してきた方ですとか、あと外国人の方ですとか、そういった方は対象から漏れてしまっていますので、その方については問合せをいただければ申請書なりお送りするようなやり取りになってくるかと思われます。

以上です。

（潮田）それとあと、その後に離婚をしたとか家計急変になったという方というのは、この追加のほうにはならないということでしょうか。令和5年の収入によって住民税課税、非課税、均等割の方、そうすると6月に出てくるかと思うのですけれども、そういった方、令和6年1月の時点で住民税が均等割になった方というのは、今回のこれの対象になるのだと思うのですけれども、私の認識が間違っていますでしょうか。

（健康福祉部副部長）質問の内容からちょっと確認をさせていただいてよろしいですか。今委員さんがおっしゃるのは、令和6年度の新たなほうの給付金のお話という解釈でよろしかったでしょうか。

（潮田）新たなほうのというのでいいのですけれども、でも新たなほうのというのも令和5年のほうで受給した人は対象ではないということではないかと思うのですけれども、そこら辺がちょっと皆さんよく分かっていなくて、またもう一回10万円もらえんと思っている方も多くいらっしゃるんで、新たなほうということ、実際低所得者の方たちは20万もらうということはある得ないということではないかということなんです。

（福祉課長）6年度の給付金10万円については、新たな給付金になりますので、5年度に10万円対象になった世帯については給付はされない状態です。

以上です。

（潮田）分かりました。そういったことがちょっと市民の方よく分かっているんじゃない方も多くいらして、またなかなかちょっと難しいというのがあってなのではあるけれども、それは個人が自分で、6年のほうについては黙っていても必要のある方のところにはお知らせが来るのか、

または本人が申請をしなければならないのかを確認したいと思います。

（福祉課長）６年度の新たな給付金については、対象者には郵送で申請書をお送りさせていただいています。

以上です。

（潮田）そういたしますと、その方というのは今鴻巣市では何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

（福祉課長）すみません、暫時休憩させていただいていいですか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前１１時４３分）

（開議 午前１１時４３分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（福祉課長）６年度の非課税世帯宛てに案内をお送りさせていただいた件数が６５８通、それと令和６年の均等割のみ課税世帯へ案内をお送りさせていただいた通数が６６３通になります。

以上です。

（潮田）そうすると、今新たな２０２４年のというのは、この中には入っていない数字ですか。

（福祉課長）今、すみません、６５８通と６６３通については、新たな令和６年度の非課税、均等割のみの対象になる世帯の通数になります。

（潮田）すみません、頭の中で後でちょっときちっと整理したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、１５５ページの障がい者就労支援センターのほうですけれども、これは令和５年度内の就労実績と近年の傾向を伺います。

（障がい福祉課長）令和５年度の登録者数につきましては５１４名、そのうち就労者数につきましては３４７名でございます。就労率につきましては６７．５１％ということで、近年の傾向といたしましては、就労率のほう年々上昇しております。

以上です。

（潮田）今言っていた数字は、令和５年度の中での新規の方ではなくて、ずっと既存の方を含んでいると思います。私がお聞きしたかったのは、令和５年度の中で就労に至った方を伺いたいのですが。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和５年度に新規に就労された方は84名になります。

以上です。

（潮田）これは、就労を希望した人は全部で何人で、そのうちの84人かと思うのですけれども、障がい者就労支援センターに令和５年度で希望を出した方は何人だったのでしょうか。

（障がい福祉課長）申し訳ありません。実際令和５年度に希望を出した方という数字については、把握はしておりません。令和５年度に新規に登録された方は37名でございます。

以上です。

（潮田）分かりました。経済も少し活況化して、求人も多くなっていることかなというふうに思います。

続きまして、157ページ、障がい福祉サービス事業所等物価高騰等対応支援金給付事業のほうであります。これは、昨日の説明のときにだったでしょうか、当初、２つあるうちの最初のほうのところについては入っていなかった事業所がその次の２つ目のほうでは入ったということでありました。これは、文教福祉常任委員会でみんなで訪問をしたときに１つの事業所から話があって分かったことであります。そこで、私たちがその現場に行ってみて聞けなかったら分からなかったことかなというふうに思うのですけれども、今回それで入れていただいたというのはありますけれども、ほかにそういうような同じようなサービスをやっているけれども、対象になっていないような事業所とかというのはある可能性はあるのでしょうか。

（障がい福祉課長）そちらに関しては、可能性としてはあるかと思えます。その範囲をどこまで広げるのかというところもあるかと思えますので、その辺は可能性としてはあるかと思えます。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、161ページ、自立支援医療給付事業で、これのうちの給付者数と、できれば3障がい別で教えていただきたいと思います。

（障がい福祉課長）お答えをいたします。

更生医療と育成医療につきましては、身体機能障がいを軽減または改善するためにかかる医療費を給付するためのものがございますので、どちらかというと区分的には身体障がいの方に該当する方になるのかなというふうに思っております。こちらの更生医療のほうの令和5年度の実人数のほうは167名、育成医療のほうは21名となっております。

以上です。

（潮田）すみません、私の認識が間違っていたのかもしれないのですが、この自立支援医療給付のほうは、今心を病んでいる方が多いかなというふうに思うのですけれども、今答弁では身体ということでありました。でも、心を病んでいる方で自立支援医療を受けている方、これ手帳がなくても対象になるはずですから、その方たちというのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

（障がい福祉課長）自立支援医療のほうの精神通院の実人数につきましては、令和5年度が2,232人でございます。

（潮田）すみません、今の2,232人というのは延べということでしょうか。給付人数、先ほど167人というふうにあったかと思うのですけれども、すみません、確認したいと思います。

（障がい福祉課長）自立支援医療については、県のほうの予算になりますので、市のほうはあくまでも更生医療と育成医療の方だけということですよ。

以上です。

（潮田）そうすると、今この決算書の中に載っている数字というのは、精神医療の方の分は入っていないということになるのでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおりでございます。

（潮田）了解いたしました。

続きまして、177ページ、要保護児童対策事業についてであります。これも前任者が幾つか聞いていたかと思いますが、実際要対協の対象は120件というのでありました。120件のうち、これは延べになるのでしょうか。人数でいうと何人くらいというふうになるのでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

120件は延べの数です。常時大体90件程度を管理しておりまして、入替えが30件程度あるという数字になります。

以上です。

（潮田）これすごく大事なところで、丁寧に対応していただいているというのはすごく分かるのですが、この要対協の対象になるお子さんたちで、情報共有というのがすごく、個人情報で物すごく繊細にやらなければいけないところだとは思っているのですが、これ教育のほうもいるからですが、この情報共有というのはやはりリアルタイムでやっていく必要があるかと思っているのですが、要対協自体は月に何回とかというふうに決まっているものなののでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

要保護児童対策地域協議会のうち、実務者会議については毎月開催しております。情報の共有につきましては、随時関係各所と連携をして情報共有しております。

以上です。

（潮田）実務者会議は定期的にやっている。それ以外に随時情報共有はしているということですね。今実際鴻巣市において、令和5年度の状況でいきますと、お金で、予算、今これ決算ですが、決算の数字だけでは出てこないのがあると思うのですが、実際には重いケースというのはどのくらいあるのでしょうか。

（子育て支援課副参事）要保護児童対策地域協議会で進行管理を実施している延べ120件の事例については、我々子育て支援課で関わっている中においてはハイリスクなケースというふうに把握をしております。

以上です。

（潮田）ハイリスクの方が90件いるということになるのでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えします。

進行管理をしている中で、ずっとハイリスクの状態というわけでは、続くわけではないのですけれども、進行管理を開始する段階ではリスクアセスメントということを行っておりますので、その時点で進行管理をしたほうが良いと判断するときには重度な状態にあるというふうに捉えております。進行管理をしていく中でリスクチェックを行っていきまして、地域の見守りで対応ができると判断したものは終結に結びついているような状況です。

以上です。

（潮田）この要対協の関係、すみません、私が見ている場所が間違っているのかな、今ってこれ委託、パトロールというか、回ってくれるところもありましたよね。その事業はここではない。ここでもよろしいでしょうか。このアウトリーチというか、回ってくださっているところは外部委託になっているかと思うのですけれども、どのぐらいのペースで市内を、市内の今の90件あるという、要対協の対象者だけではないと思うのですけれども、どのような活動をしていただいているのか確認いたします。

（子育て支援課副参事）支援対象児童等見守り強化事業は委託で行っているのですけれども、令和5年度につきましては延べ334世帯、399人の実績となっております。訪問頻度につきましては、原則としては月1回ということをお願いをしているのですけれども、状態によって月1回以上訪問が必要と判断した場合には、2週間に1回程度にしている家庭もございます。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、同じく181ページのこどもデイサービスセンターのほうで伺います。これ指定管理料が120万円の減となっております。たしかこれ昨

年度、その前からもうずっと少しずつ減ってきているかなというふうに思っているのですが、これが減ってきている原因は何でしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委託料の指定管理料につきましては、こどもデイサービスセンターの養育事業のほうが順調となりまして、給付費の増額が見込めるということで、事業所と年度協定に基づきまして予算を減額している、決算額の減額となったものです。

以上です。

（潮田）ということ、今の答弁からすると、利用者が増えているから逆に減らしても大丈夫ということ。子どもたちにとってその減というのが今まで受けていたサービスから低下するということではないということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委員おっしゃるとおり、事業のほうは順調になってきたということで給付のほうは順調に入ってくるということで、サービスの低下はないという形になります。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 59 分）

◇

（開議 午後 1 時 00 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）貴重なお時間いただき、申し訳ございません。午前中の潮田委員のご質問の143ページの質問に対する答弁の中の訂正をお願いいたします。

影響はというところ、「影響は3月分の支給1か月分」とお答えしましたが、正しくは「令和5年3月支給分から生じております」となります。おわびして訂正をお願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑のほうを続けてまいります。

（潮田）それでは、181ページ、障害児通所給付事業のところであります。これが昨年度と比べますと1億2,000万円の増であります。まず、これに通所している人数、できれば延べではなくて何人の子たちが行っているかというところをまずはお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）お答え申し上げます。

1億2,000万円増の理由ということでございますけれども、利用者の増加に伴う扶助費の増加というようになります。一例申し上げますと、児童発達支援につきましては令和5年度の利用者が276名ということで、令和4年度が対しまして254名でしたので、対前年比で8.7%ほど増加をしております。また、放課後等デイサービスの利用者につきましては、令和5年度が248人、令和4年度が215人でございますので、対前年比で申し上げますと15.3%の増加ということになっておりますので、こういった利用者の増に伴って決算額等も増えているということでございます。

以上です。

（潮田）利用者が増えている、それぞれのお子さんたちに選択肢が増えているというのはすごくいいことだと思うのですが、この通所は放デイがありました。放デイがまず市内で幾つのところに通っているのか。市内でなくても、先ほどもちょうど開会前にありましたけれども、市外のところに通っている方もいると思うのですが、幾つの事業所に通っている、今人数のほうは聞きましたけれども、幾つの事業所に通っているのか、放デイの数と放デイ以外のところというのはどういうところに通っている、その数字になるのでしょうか。

（障がい福祉課長）申し上げます。

申し訳ありません。その個別の事業所ごとの数値というのをちょっと今持ち合わせておりません。令和5年度で申し上げますと、全体の事業所としましては30か所ということで、前年に比べまして1か所、事業所については増加はしております。

以上です。

（潮田）すみません。放デイは分かるのですけれども、放デイ以外のところはどういうところというのだけでも、細かい事業所名を言うのではなくていいのですけれども、どういったところに行くのがこの通所ということになっているのでしょうか。

（障がい福祉課長）放課後等デイサービス以外ですと、未就学児の方が通います児童発達支援の事業所になります。

（潮田）そうすると、未就学児の同じところが経営しているものもあるということで、重複しているということでしょうか。

（障がい福祉課長）そうですね。おおむね児童発達支援と放課後等デイサービスをやられている事業所が多いのかなというふうには感じております。

以上です。

（潮田）実際には、これはいろいろ放デイの関係もサービスの仕方が変わったのかな、人件費の計算の仕方が変わったりとか、いろいろ大変なのがあって、今年度も事業すごく大変というふうに聞いているのですけれども、こういった放デイとかからの、令和5年度においては、担当の課のほうには事業所のほうからいろんな苦情とかそういったものというのはあったのでしょうか。課題というか、たくさんのところが今一生懸命やってくれていますけれども、そういった実情、この予算は1億2,000万増えていますけれども、現実には事業所は大変な思いをしているかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

（障がい福祉課長）直接的に事業所さんのほうから苦情等は受けておりません。報酬改定に関する関係でお問合せ等いただくことはあるのですけれども、こちらもそこについては親切にご説明はしておりますので、また県のほうとかでもこういった報酬改定があった際は事業所の説明会等も行っておるのですけれども、市のほうにお問合せがあった場合については、こちらで親切丁寧にお答えはしております。

以上です。

（潮田）この放デイに行っているお子さんたちと学校、学校側ではちょっと配慮が必要なお子さんたちが放課後デイサービスに行っているとかというような情報とかって、情報共有とかって教育のほうと障がい福祉課のほうとでできているものなののでしょうか。ちょっとそれも伺いたいのですけれども。

（障がい福祉課長）直接的に学校と連携を取っているということはないかと思います。何か問題といいますか、そういったケースに関わる部分の方については、学校とも情報共有ということはあるかと思いますが、通常の放課後等デイサービス等に通所しているお子さんについて、学校等と障がい福祉課で情報共有をしているということはないかなというふうに思っています。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては、またもうちょっと時間かけてやっていきたいかなというふうに思います。

続きまして、195ページのつつみ学園管理運営事業のところであります。これについては、決算のときの説明のときには財源の国とか補助とかというのは何も明示されることがなかったのですけれども、これの財源を確認したいと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

財源につきましては、つつみ学園の給付費収入というのが国保連のほうから入ってきております。そのほかに、例えば給食費の徴収金とか、そういった部分の保護者負担等も入ってきます。

以上です。

（潮田）ということは、国とか県からの国庫支出金とか県支出金とかというものはないということになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）はい、委員のおっしゃるとおりです。

（潮田）分かりました。これについては、今後市としては新しくできる吹上のコスモス保育園のほうに移動するというのがあるかなというふうに思っているのですが、ちょっとこれについては、では全額、もちろん利用

者からの徴収金はあるとしても、基本的に全部一般財源でやっているということになるのですね。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

その給付費というものが、通所事業所のほうにつきましては給付費というものが毎月請求に基づいて入ってきますので、そちらのほうを運営に充てて運営しているという状況になっております。

以上です。

（潮田）分かりました。実際、今ここで、つつみ学園でいる子たちが後に学校に行くようになる年齢になったときに、それもやはり学校、今後やっぱり教育支援センターとかにお世話になる、特別支援学校に行くのか、特別支援学級に行くのか、または通常級に行くのかとかという意味では大変に関わりのあるところだと思うのですが、このつつみ学園と教育のほうとの連携とかというのは、これはできているものなのでしょうか。

（すみません、暫時休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 1 1 分）

（開議 午後 1 時 1 1 分）

（委員長）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。毎年、就学に向けてのご相談というのを年長さんの年度でお受けしている状況なのですが、つつみ学園を含む市内の保育園、幼稚園さんのほうに巡回相談というのを行っておりまして、全部の施設に私どもの就学支援相談員と臨床心理士、保健師が回らせていただく中で、つつみ学園さんも訪問先として入っておりまして、全員のお子さんの進学先について把握をしつつ、進路としては特別支援学校ですとか、特別支援学級というふうなあたりでのご相談というのをお子さんたちのご様子をお伺いしながら把握をしている状況でございます。

以上です。

（潮田）分かりました。

それでは、215ページのがん検診事業のところ、これは1点だけ。委託料の150万円減、昨年度と比べると150万円の減なのですけれども、これはどこの部分での減になるのか伺います。

（健康づくり課長）お答えします。

がん検診受診者数については、年々減少傾向にあります。がん検診には集団検診と個別検診があり、令和4年度から令和5年度にかけて特に市内委託医療機関で行っている個別検診の受診者数が減少しております。受診者数が減ったことに伴い、各医療機関へ支出する委託料が減少しました。

以上です。

（潮田）これについては、前任者も検診の受診率の向上の件、質問していたかと思います。鴻巣市は周知の仕方はすごく丁寧で、ほかの市町村よりも本当に丁寧にお知らせしていただいている、だけれどもなかなか受診率が上がらないというところがつらいところですが、今後の受診率向上をやはり今までと同じこと、もう何十年も同じくやっぱり受診率向上というふうにやってきた中で、新しいやっぱり手の打ち方をしなければいけないかなというふうに思っているのですけれども、今この令和5年度の150万の減が受診する人が少なくなったからの減ということで、そのことで別に健康が保たれるならいいのだけれども、やはりすごく大事なところでもありますので、新たな取組というのは考えているものがあるのでしょうか。

（健康づくり課長）今年度の新たな取組については、集団乳がん検診の会場として市内2か所の商業施設で実施しております。予約者のほかに当日会場へ来られた方に対しても受診されている方もいらっしゃいました。そのほかに、今後の予定、今後に向けての啓発なのですけれども、10月の乳がん啓発月間として9月頃の広報にピンクリボン月間運動についてを掲載を予定しています。また、10月の乳がん啓発月間に10月の1か月

間を鴻巣駅東口駅前広場においてピンクを基調とした花を用いて花時計を彩るということを考えております。また、おおとりまつりにおいて、がん啓発を実施したいと考えております。さらに、いきいき健康チェック、これは毎年やっていることではあるのですが、その中でもがん啓発コーナーを設置して、がんの啓発を行っていきたいと思います。以上です。

（潮田）ずっとずっと願ってきたことがやっと形になっていくかなというふうに思っております。やはりこれって、市民の健康を守るためのって、お金だけでできるものではないと思っていて、意識啓発をどうするかというのがすごく大事なところだと思うので、ピンクリボン月間をしっかりとやっていただくことを本当に願っているところであります。

続きまして、229ページの母子健診事業のところであります。ここで会計年度の職員のところの内訳、これが常勤とかというのだとするとほんの少しの人数かなと思うのですが、実際何か月児健診とかいうとたくさんの方がいらっしゃいます。たくさんの方のスタッフの方がいてくれて、いつも市にいらっしゃる保健師さんとか助産師さんとかではない方がたくさんやっていらっしゃいますけれども、そういった方たちの報酬ということがこの会計年度というところになるのかどうか確認いたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、母子健診事業に係る会計年度さんの内訳に対するお答えを申し上げます。

乳幼児健診では、1回に30人から40人の乳幼児とその保護者が来場されます。そのため、職員の保健師や管理栄養士だけでは健診を実施することが難しいため、看護師や保健師等の会計年度任用職員の方をお願いしております。また、健診時の時間は1回が3時間程度となっております。内訳なのですが、各健診ごとの内訳は、人数のほうは様々になっておりまして、保健予防従事保健師さん、保健予防従事助産師さん、保健予防従事看護師、保健予防従事准看護師、保健予防従事管理栄養士、

保健予防従事栄養士、保健予防従事臨床検査技師、保健業務事務補助員、そのような内訳となっております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、この母子健診事業というのは、鴻巣市では4か月児健診、1歳半、3歳、5歳児健診もここの予算の中でやっているということによろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）はい、そのとおりです。

あと、先ほどの質問の中で保育士さんもありましたので、追加させてください。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、時間もないから、すみません、スクールバス運行事業、303ページであります。これ令和5年度での運行していた便数と台数と車種と言ったら変だけれども、どのくらいの車の大きさという意味で、全体でこれは下忍小に行っている子どもたちと中央小に行っている子どもたちだと思えるのですけれども、それぞれの乗車人数を示していただければと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

まず、中央小学校に笠原地域からのバスの運行でございますが、マイクロバスを3台で3便、乗車人数は62人が利用しておりました。続きまして、北新宿地区から下忍小学校へになりますが、中型バスが2台、2便、利用人数は53人となっております。

以上です。

（潮田）これは、今令和6年度になると常光小も入りましたよね。常光小は何便になるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

マイクロバス3台、3便になります。

以上です。

（潮田）このスクールバス運行事業は、国庫補助金とかそういうような

国や県の補助はあるのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）国や県の補助金はありません。
以上です。

（潮田）分かりました。

317ページ、教育相談室活用事業のところですか。これ500万円の増になっています。相談件数とその推移を伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。
500万円増の理由につきまして、令和5年度は臨床心理士1名と市費のスクールソーシャルワーカー2名を採用したことから、報酬等が増額となったことによるものです。

それから、教育支援センターにおける相談件数とその推移につきまして、令和3年度から申し上げます。令和3年度が3,381件、令和4年度は3,400件、令和5年度は3,505件と徐々に増加をしている状況でございます。

以上です。

（潮田）今、それぞれの臨床心理士だったり、スクールソーシャルワーカー、これって相談を受けるのは、臨床心理士の方とスクールソーシャルワーカーでいくと、でも相談受けるのはこの役職の方だけではないですよ。ほかの方も受けてくださると思うのですけれども、傾向としてこういった相談を受けるのが多いのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。
臨床心理士につきましては、学校での学業の遅れですとか、集中できない等の落ち着きのなさですとか、少し学校での生活に困りを抱えているお子さんとその保護者の方のご相談を学校と連携してお受けしながら、知能検査を行い、お子さんのそういった発達の得意、不得意などを見極めた中で、どのような関わりがお子さんにとって、今後の学校生活にどのようなアドバイスが、学校に適應していくのに望ましいかというところでアドバイスをするようなお仕事が非常に多いかなと思います。
それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、やはり不登校

を中心としまして、ご家庭でいろいろな困難があつてなかなか学校に行けないというようなお子さんにつきまして、それぞれ担当する学校の校長先生とご相談しながら、そのお子さんのご家庭に訪問をする等の、訪問してご相談をお伺いしていくというような業務が非常に多いかと思えます。

以上です。

（潮田）分かりました。

319ページの中学生海外派遣事業のところであります。これについては、先日も今年度の報告がありました。すごくいい内容だとは思っています。ただ、これ私毎年聞いているのですけれども、金額の妥当性について、事業としてはすばらしいとは思ふのだけれども、やっぱり代表メンバーになってしまうというところ、1人当たりかなり、そこのご家庭での負担というのも1人10万がある。公費からのものというのも40万ぐらいでしょうか、あるかと思ふのですけれども、教育の機会の均等性ということから考えると、この金額をここにかけるというのは、私としてはちょっとクエスチョンがある。より多くの皆さんに公平にという思いがあるので、その考えについて伺いたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

以前からお答えしている部分はあるのですけれども、海外派遣の目的については、中学生がこういった外国の言葉や習慣などを体験的に学ぶことによっていわゆる国際社会に対応できる人材の育成を推進すると捉えております。先ほど委員もおっしゃっていたように、派遣生たちはクリアこうのすで先日報告会を行いました、それぞれの学校で帰国報告会を行って、その学んできた成果を同じ学校の仲間の前で伝えております。また、各学校の生徒たちもこの発表を見て世界を身近に感じるとともに、やはり自分たちの住む鴻巣のを感じ、それぞれの国のよさや違いを学んでいると捉えております。間接的ではありますが、多くの生徒がこういった海外での経験を学ぶことができるものと捉えておるところでございます。

以上です。

（潮田）業務としてはここで聞くしかないのですけれども、これ子ども教育ゆめ基金の使い方というところになるかと思うのですが、これの子ども教育ゆめ基金の条例の規定からすると、子どもたちの国際教育というところだと思ふのです。その意味では、今はズームで世界中の人たちといつでもリアルタイムで接することができるというインターネット環境にある中で、全員がまた学習者用端末も持っている。その中学生海外派遣と同じような、同じようなというのはまたちょっと少し違うかもしれないけれども、生で海外の方と接するという意味では、全ての子どもたちにもそういう機会を与えるように予算を使うのの考え方を少しまた考慮していただいてもいいのかなと思ふのですけれども、その子ども教育ゆめ基金の使い方については教育のほうではどのように討議をされているのでしょうか。

（学校支援課長）ゆめ基金につきましては、いわゆる国際的なこういった対応できる人材の育成ということで、外国語教育推進事業、いわゆるALTの派遣のほうにも活用させていただいております。ALTの配置とともに、こちらの委託業者を介してオンラインでの海外との交流事業を昨年度も行っておりますので、こういったオンラインによる交流学习とともに直接的なこういった子どもたち、20名体験してきた、この両輪を大切にしていきたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）327ページ、小学校ふれあいサポート事業のところですか。これについては、先ほども放デイのことだったり、つつみ学園のことだったりでお聞きしておりますけれども、もう小学校に入ってからみんなが障がいのあるお子さん、または配慮の必要なお子さんたちも楽しく通えるようにというところからすると、このふれあいサポート事業すごく大事なところだと思ふのですけれども、この予算で表し切れない部分ではあると思ふのですが、馬室のところも増設をしたというのありました。全体の児童は増加傾向にあると思ふのですけれども、割合からいくと、全児

童からすると特別支援級に通っているお子さんたちの割合がどのくらいなのか、また特別支援学校に通っているお子さんたちの割合、あとは実際にはその子の状況だったり、親御さんの意向とかで必ずしも特別支援級だったり、特別支援学校ではない場合があると思うのですけれども、今インクルーシブ教育という意味ではどのような状況であるのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。まず、特別支援学級に在籍している児童生徒の数になります。今、直近で令和6年度の数字がございまして、令和6年度の特別支援学級の小学校につきましては、これ毎年5月1日の調査の数字になりますが、小学校につきましては106人、26クラスということで、これが小学校全校児童生徒数で割り返しますと1.99人という、1.99%ですね……ちょっとお待ちください。すみません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時30分）



（開議 午後1時31分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））失礼いたしました。ご説明を続けたいと思います。

それから、中学校につきましては、令和6年度は58人で、これは17クラスとなります。先ほど申し上げましたクラスというのが、知的障がい特別支援学級と自閉症情緒障がい特別支援学級のクラス数を、学校数ではなくてクラス数を数えた数になります。こちらにつきましては、全校生徒数における支援級生徒数の割合としましては2.16というふうな数字を把握しております。それから、特別支援学校につきましては、申し訳ございません。ちょっと在籍されている数が具体的な数字は把握していないのですが、令和5年度に利用されていた方が10名前半、約10名ぐらいだったという、申し訳ございません。ちょっと記憶の回答になってし

まいりますが、そのような状況でございます。

それから、インクルーシブ教育の推進につきましてというところでのご質問いただいておりますが、現在、お子さん一人一人の特性や障がいの状況に応じて、通常学級に加え、特別支援学級や通級指導教室などの多様な学びの場の整備を進めてまいりました。こういった状況の中で、交流学級等を通じお子さん同士の交流をする機会を設けながら、先ほどちょっと予算上では出てこないというところでございますが、それぞれの通常級と在籍されているクラス、それから在籍されている学校との交流というのを設けながら、そういったインクルーシブ教育の推進を目指している状況でございます。

以上です。

（潮田）そうしましたら、すみません、最後になります。もう時間もあれですので、すみません。

345ページ、映画館管理運営事業のほうのこれの収支について伺いたいと思います。指定管理料と上がりの部分と市の負担分と。お願いいたします。

（生涯学習課長）お答えいたします。

このすしネマの令和5年度のまず収入のほうの合計でございますけれども、指定管理料等を含めまして3億8,667万5,847円になります。一方、支出でございますが、人件費ですとか実際に映画興行等を行った事業の支出、また映画館等の管理等の支出等を含めると3億5,894万4,895円が支出となっております。収支の差額として2,773万952円がその差額ということで、こちらが実際のプラスの金額という形になっております。以上です。

（潮田）そういたしますと、その差額分については、また市のほうに戻るのがあると思うのですけれども、戻るのは幾らになるのでしょうか。

（生涯学習課長）こちらの戻りですけれども、映画館の指定管理者と年度協定等を結んでおりまして、その中で8対2という割合で協定を結んでおります。うち8割が市のほうに戻入という形になっておりますので、

金額でいいますと2,218万4,761円が市に戻入となった金額となっております。

以上です。

（潮田）これは、市として想定をしていた金額よりも令和5年度は多かったという判断でしょうか、または少なかったという、どちらになるのでしょうか。

（生涯学習課長）指定管理をお願いしてからの実績で見ましても、過去一番多かったということで、想定以上の実際戻入れがあったというふうに判断しているところでございます。

以上です。

（潮田）最後の最後、すみません。これで今この返金がありましたけれども、後にこれが指定管理料に影響していくということになるのでしょうか。

（生涯学習課長）令和5年度は、ヒット作、興行収入100億を超えるような作品が多くございました。そこで実際に映画館の収入のほうが多かったというところがありましたので、それが一番の大きな戻入れの原因というふうに考えております。したがって、指定管理料については今のところ見直すことは考えておりません。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時37分）

（開議 午後1時51分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（諏訪）では、通告をしてありますので、ページの若い順から質問をさせていただきます。

まず最初に、169ページ、高齢者福祉センター管理運営事業、これ介護保険課さんです。こちらのひまわり荘の利用状況を伺いたと思います。昨年3月の議会でひまわり荘廃止の条例案が出ました。鴻巣市議会、否

決しました。ですので、存続しているわけなのですが、この令和5年度のひまわり荘の利用状況をまず伺います。

（介護保険課長） ひまわり荘の令和5年度の利用者数は、年間で延べ1万57人となっております。ちなみに、ひまわり館の令和5年度の開館日数が293日ですので、1日当たりの平均ですと34.3人の方にご利用いただいております。

以上でございます。

（諏訪） 昨年廃止の条例改定が出たときには、1日ほぼ25人利用がということでございました。そして、あわせてボイラー設備の故障ということで3,000万円かかるということが理由のようでしたけれども、そうしますと令和5年度の利用者数が1日平均10人が増えているということになります。既に白雲荘のお風呂がなくなっているということもあるかと思いますが、そうしますとその利用の状況なのですが、ただいま人数をいただきました。利用者の大体、川里だけではないだろうと思いますけれども、利用実態、どの辺から皆さんここにいらしているのかを伺いたいと思います。

（介護保険課長） 明確にどこからというふうには集計はしていないのですが、主にやはり市内全域等からこちらのほうに訪問して、主に入浴のほうを楽しんでいらっしゃると思います。

以上でございます。

（諏訪） 市内全域から来ていらっしゃる。ここはフラワー号のバスが来ます。フラワー号をかなり利用されてこのお風呂に来て、一日ゆっくりしている方が結構いらっしゃるそうなのです。その方々にちょっとお話伺ったりしますと、入浴時間が11時からと決まっているので、11時に1番でお風呂に入っても、出てすぐお昼御飯ということになって、なかなか体のタイミングとして入浴後すぐの御飯というのがちょっと厳しいときがあるということと、あとは食べるところが近くにないというようなことも言われているのですけれども、もっとここを利用しやすいようにするために何かお考えがあったら伺います。

（介護保険課長）今諏訪委員から貴重な入館者のご意見いただきましたけれども、確かに周りも食べるところもないですし、正直、ひまわり荘については入浴施設のほうで楽しんでいたいておりますので、事業課として特にこの館について何かもう少しレクリエーション、例えばもう少し講座とか開いてももう少し集客数を上げるとかというふうな工夫はしておりますけれども、それ以上のことにつきましては、特に今のところ考えておりません。

（諏訪）続いてひまわり荘なのですが、やはり市の事業をもっとアピールをしていただけないかなというのは常々感じているところなのです。例えばここ、高齢者の方々が介護状態にならないためにも、ご自分たちで通って、お風呂で楽しんで一日過ごすということができるような、そんな施設にさせていただく工夫をやはり考えるべきかなと思っているのですけれども、1つは、今福祉のほうでやっている移動スーパーありますよね。ああいった移動スーパーなどをふるさと館の駐車場に止めて、ここを利用される方々のお弁当なども売って、そしてフラワー号の時刻表なども併せてもっとアピールできないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（介護保険課長）今諏訪委員ご質問の移動スーパーにつきましては、介護保険課の事業の生活支援体制整備事業の中で行われております。確かに今の諏訪委員のご意見はなかなか、なるほどと思うところがありますので、今後生活支援コーディネーターとも相談しながら前向きに検討していきたいと思えます。

（諏訪）では、続いて171ページの放課後児童クラブ管理運営事業でございます。こちらの吹上、そして下忍、中央放課後児童の利用されている実態、人数をまずお伺いしたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

入室児童数ですと、月によって入退室がございますので、4月現在と3月現在でお伝えしてよろしいですか。令和5年4月現在で、まず吹上放課後児童クラブが73名、下忍が79名、中央が85名。3月時点で吹上が68名、

下忍が71名、中央が80名となっております。

以上です。

（諏訪）1年間の推移ということでただいま伺いたしましたが、ただいまの小学校はいずれも統廃合で新たに児童数が増えるところかと思うのですけれども、今後の推移といたしまして放課後児童クラブの利用の人数というのはどのように推移するか、予測できているようでしたらお願いいたします。

（こども応援課副参事）予測といいますと、この先というところで見えているところではないのですけれども、実際令和5年から吹上、下忍の館では学校区の変更があったかと思います。また、中央小においては令和3年度末で笠原小の統合が行われて、令和5年度時点でもう既にある程度学区の変更等の影響はあるものと思っております。それぞれの定員としましたら、吹上の放課後児童クラブが130名、下忍が102名、中央が120名となっておりまして、例えばこれから多少人数が上振れしたとしても待機児童等には影響はないと考えております。

以上です。

（諏訪）では、次は187ページ、保育ステーション事業でございます。こちら前任者の方が人数等を聞いていただいておりますので、こちらの…ごめんなさい。これは結構です。私も聞きたいことは登録人数と園の利用者数でしたので、結構です。すみません。

次に、187ページの保育人材確保事業でございます。こちら、令和5年度新規の事業ということで、新卒保育士就職準備金というところが入ったかと思うのですが、実際にこの新規事業を利用された方がいらっしゃるかどうかを伺いたいと思います。

（保育課副参事）お答えいたします。

令和5年度に6名の申請があり、6名とも市内の保育施設で令和6年4月より採用されております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、こちらは、6名の方々は民間保育所でしょうか、

それとも市立保育所に就職されたのでしょうか。

（保育課副参事）お答えいたします。

6名の方は、民間の保育所が5名、認定こども園が1名となっております。

以上です。

（諏訪）今、保育士不足というのはどの園でも言われています。特に朝と夕方の保育士さんが非常に不足していて、一回退職された方々がまたその時間だけ保育を担っているというような状況をよくお聞きするのですけれども、6名申請があって、6名が採用されたというのは、これ100%ですよね。今後ここを拡大しながら行っていくのかどうか伺いたいと思います。

（保育課副参事）今後につきましても、この貸付事業については民間の保育施設長が集まる施設長会議等で周知を図ってまいって、利用者のほうを増やしていければと思っております。

以上です。

（諏訪）続いて、207ページの生活保護扶助事業でございます。こちら、前任者もたくさん聞いてくださったのですけれども、相談から申請に至るまでの経過をもう一度ちょっとご説明いただきたいと思います。といいますのは、生活保護の課に行くにはやはりそれなりに生活保護の申請しようと思って行く方が多いと私は感じるのですけれども、それを相談から実際に申請に至るまでどのような経過を取っているのかをまず伺いたいと思います。

（福祉課副参事）それでは、相談から申請に至るまでなのですが、まず相談者のほうが来庁した際には、対象となる方の収入とか預貯金とか、あと世帯の状況を確認しながら、それと併せて生活保護制度の説明のほうを行います。そういった説明を行った中、申請の意思が表明された場合には、申請書を交付するとともに申請書のほうを受付しているような状況です。

以上です。

（諏訪）来庁して収入の審査、審査といいませんね。収入の確認をしたり、世帯の状況、生活保護は世帯での申請ということになりますので、世帯状況などの確認をされていると。あと、制度の説明をしたときに、やはりそこに合わないだろうと思う方がいらしたときにはどうなりますか。

（福祉課副参事）そこで合わないだろうという方がいらしても、それについては生活保護制度ですとこういった条件になりますとかということで、相手には親切丁寧に説明のほうをいたしまして、ご理解いただいているような状況です。

以上です。

（諏訪）先ほど常任委員会のほうで請求させていただいた生活保護状況の推移というのを見させていただいておりまして、これを見ますとやはり実際に窓口でご相談された方が申請、そして保護の対象となるという割合が非常に低いと思われるのですけれども、先ほど来庁した際にいろいろとご丁寧に説明をされているということですが、時には電話でいろいろとご相談あるかと思いますが、電話でご相談があった場合などは窓口には誘導はされているのでしょうか。伺います。

（福祉課副参事）電話があった際なのですけれども、窓口には誘導ということなのですけれども、こちら来庁できるのかどうかとか、あとは来庁が難しいとかということで、相手のちょっと状況を確認しながら対応しているような状況となっております。

以上です。

（諏訪）なかなか来庁しにくい方も多くいらっしゃるかと思います。実際に生活保護世帯の構成割合、年齢的なものを見ますとやはり高齢者が半数です。54%ですので、高齢者で仕事をすることもできなく、年金がない方もいらっしゃるかもしれません。それで来庁を促されても来庁できないということもあるかもしれないのですが、来庁できないけれども、どうしても申請をしたいというようなことがあった場合にはどのようになりますか。

（福祉課副参事）来庁することができないという場合なのですけれども、場合によったらご親族の方が対応できる等の確認したりとか、あとはもうこちらのほうの職員とかがそちらにお伺いして本人の意思の確認とか、あと書類、そういったのを直接持っていったりするケースもあります。

以上です。

（諏訪）職員さんが出向いてくださるということもあるということですね。それなのですが、なぜこんなに申請率が低いのかなと思うのですけれども、申請率が低い理由というのは何だというふうに福祉課では思っているのか伺いたいと思います。

（福祉課副参事）まず、この相談に対しては親切丁寧に対応しているような状況です。この申請率ということで、資料で出させていただきました窓口の相談件数なのですけれども、この件数の数え方なのですけれども、これは全部窓口に生活保護の相談で来られた件数ではないというのが現状です。こちらにつきましては、福祉課のほうにいろんな相談者がいらっしゃいます。そういった、窓口もそうですし、電話でもそうなのですけれども、もうそういった本当に窓口で対応した件数を含めているということで、この相談件数というのは生活保護で例えば氏名とか全部はっきりしたものではないという状況なので、この窓口の相談件数から申請件数を見るとちょっと低く感じられるのかなと思います。

以上です。

（諏訪）そうしますと、窓口で対応されているご相談というのは福祉課で受けるものであって、生活保護だけではないと、よく聞いたらそうではなかったということもあるということの理解でよろしいのでしょうか。

（福祉課副参事）おっしゃるとおりになります。

以上です。

（諏訪）あとは、申請して実際に新規の開始が始まってという数も出ております。そして、廃止の世帯数も出ております。これを見ると各年度

大体、廃止が99で、始まったのが135ですから、実際にはいつも何世帯かという、いつもそうしますと600から700世帯ぐらいが生活保護受給をしているということですのでよろしいのでしょうか。廃止と新規の始まったものがほぼ、あまり大きく変わらないのですけれども、大体600から700世帯ぐらいが生活保護の対象になっているようにこの図からは見られるのですが、それでよろしいでしょうか。

（福祉課副参事）そうですね。こちら過去3年間ということで生活保護世帯数のこちら数字があるのですけれども、実はこの世帯数につきましては、令和2年度とかなのですけれども、令和2年度から徐々に増えていっているというような状況です。

以上です。

（諏訪）今福祉課さんはケースワーカーが8人いらっしゃるかと思いますが、そうしますと1人の受け持ちは、一応国で示されている100人以内と思ってよろしいですか。

（福祉課副参事）ケースワーカー数なのですけれども、やはり世帯数も増えてきております。今年度から1人増となっております。

以上です。

（諏訪）では、次に211ページの年末年始・日曜祝日診療事業でお聞きします。こちらのほうの実際の利用実態を伺いたいと思います。

（健康づくり課長）お答えします。

一般社団法人鴻巣市医師会の協力の下に、年末年始、日曜日及び祝日に市内38医療機関が在宅当番医により輪番で内科、外科の診療を実施いただきました。令和5年度につきましては、内科、外科合わせて年末年始に6日間、日曜、祝日に67日間の合計73日間実施し、年末年始は762人、日曜、祝日は4,520人の合計5,282人の方が受診しました。

以上です。

（諏訪）年末年始、日曜、祝日開けていただけるというのは本当に助かるのです。そして、小さいお子さんを抱えた方からなののですけれども、やはり小児科医がないということと、内科の先生でも小児は診ませんと

いうことを言われるということなのですからけれども、小児の受診についてどのようなお考えがあるか伺います。

（健康づくり課副参事）申し上げます。

小児については、埼玉県中央地区、これは北本、鴻巣、桶川、上尾、伊奈で小児救急を実施している医療機関へ協定に基づき負担金を支払いましてご協力いただいているということになります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、小児の場合には協力をいただいているところに行くということなのですが、それは一般的にご案内がされているのでしょうか。

（暫時休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 1 6 分）

（開議 午後 2 時 1 6 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康づくり課長）小児医療の救急については、ホームページによって周知しております。（P.79「小児医療の救急については、救急ダイヤルをご案内しています」に発言訂正）

以上です。

（諏訪）年間の当番医の表があったかと思うのですが、ああいったところにも表示してありますか。

（健康づくり課副参事）祝日当番医表には、こちらには書いてありません。

（諏訪）やはり小さい子を抱えた方々は、本当に熱が急に出たりするということで、今の方々は結構インターネットなんかですぐ探すのは上手なのですが、やっぱりああいった表もしっかり持っていたりしまして、それを見ながら行ったりしています。ですので、できるだけ小児に関するものもきちんと案内ができるようにしていただければと思っています

が。

（委員長） どうでしょうかという。見解聞く。質問。今の質問ですか。質問みたいです。

（健康づくり課長） 小児についても、可能な範囲で周知のほうをしていきたいと思います。

以上です。

（諏訪） 通告はしなかったのですけれども、先ほども地域医療のところで質問されていた方がいらっしゃいましたので、ちょっと私もこれ毎年聞いていたなと思って思い出しました。すみません。213ページの地域医療体制整備基金積立てなののですけれども、予算の額より低い額が決算ということで処理されているようですが、この要因を伺います。

（健康づくり課長） お答えします。

この金額なのですが、ふるさと納税の寄附金、当初予算の見積りより少なかったため、地域医療体制整備基金積立金が下がったものです。

以上です。

（諏訪） そうしますと、この財源としてはふるさと納税だけでしたでしょうか。確認したいと思います。

（休憩 お願いしますの声あり）

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 1 9 分）

（開議 午後 2 時 1 9 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康づくり課長） 地域医療体制の整備に要する経費の財源なのですが、当該年度の寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額を積立てを行うことになっています。

以上です。

（諏訪） そういたしましたら、続きまして第三次救急医療のためにということで済生会加須病院さんに資金提供をしていたと思いますけれど

も、令和5年度は幾らの提供をして、またその加須病院さんとの協議が何か変化があったのかどうか伺いたいと思います。

（健康福祉部長）令和5年度は、3,000万円加須病院に支出をしております。加須病院からは、地域支援病院運営委員会に私が委員として参加するほか、救急の運営委員会、三次救急の運営委員会も設置していただいています、その委員会にも私出席させていただいておりますので、そういうところで情報交換させていただいております。

以上です。

（諏訪）では、303ページ、小・中学校適正規模及び適正配置事業でございます。こちらの委託内容の詳細なのですが、お願いいたします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

川里地域の3つの小学校と中学校を一体的に整備して9年間一貫性のある教育活動を含めた学校運営による教育向上を図り、新しい学びを実現する学校に取り組んでいるところでございますが、本事業につきましては、川里地域の皆さんからのアンケート調査やワークショップを開催し、多くのご意見をいただきながら、目指す小中一貫教育の方針をはじめ、土地の利用ですとか、校舎の配置、ライフサイクルコスト等を比較検討して、新しい学校新設に向けた基本構想、基本計画を策定するための業務委託となっております。

以上です。

（諏訪）こちらのほうが予算のほうは1,705万円で、途中たしか減額補正があったと記憶しています。減額の理由は何でしたでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

こちらは、選考として公募型のプロポーザル方式で選考を実施いたしました。最終的に契約額が決算額となっておりますことから、その差額分につきまして減額補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

（諏訪）大きく変わりました、決算額が。1,705万円から561万円、約半額以下になっているのですけれども、3分の1ですね、この要因という

のは、契約がそのようになった要因というのは何なのか伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

こちら、提案額につきましては各公募で応募した業者のほうが見積りを出してきている金額でございますので、そちらの内容についてはちょっと市のほうでは分かりかねるところでございます。

以上です。

（諏訪）ワークショップを何日間か開催、そしてアンケートも行ったということでございます。それで、そのアンケートの内容に関しては結構市民の方から内容がよくないというような声が出ていました。ワークショップに関しましても、いきなり校舎の案内が入ったりして、なかなか適正規模、適正配置の意味がよく分からないというような声がたくさんあったのですけれども、そういった声はどのように教育委員会としては受け止めているのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）教育委員会の認識としましては、アンケート内容については分かりにくいというところも一部のお声はあったのかもしれませんが、こちらとして新しい学校をつくっていく中で、現状の学校での課題ですとか、新しい学校をつくるに際してのご要望ですとか、ご希望なんかを含めたアンケート内容を作成したというふうに捉えております。また、ワークショップにつきましても、全部で3回開催しましたが、1回目には既存校舎、川里の中学校なのですが、実際に見学をして現状の課題をワークショップの中で議論したりですとか、あとは小中学校の新しい学校に期待すること等の話合いの場を設けることを1回目にしまして、現状把握のところから始まり、2回目、3回目で、あくまでも案という形なのですが、幾つか新しい施設の配置状況ですとか、土地の利用ですとか、特別教室や屋外の施設等について幾つか図面を示して、いろいろな様々なご意見をいただくような流れで委託業者と話し合って進めてきておりますので、いろいろなご意見をいただいたというふうには捉えております。

以上です。

（諏訪）今回プロポーザルで決定した事業者さんは、いわゆる設計会社、建設会社になるかと思うのですけれども、この業者さんとは、鴻巣市、大分前も取引があったと聞いておりまして、名称を申し上げますと吹上小学校の設計をされた業者かと私は聞いております。そういったところで、いわゆる建物に関してはプロフェッショナルだと思っています。ですが、やはり私一般質問でも取り組みましたけれども、基本構想の冊子、62ページありますけれども、4ページしか教育の中身について触れていないのです。そういった事業者であるということを認識した上で、適正規模、適正配置、いわゆる教育についての事業者がどの程度深く考えてくれているところなのかというところが非常に疑問なのですけれども、今回予算額、そして決算額含めてやはり大きく疑義が残ると私は感じておりますけれども、その辺は教育委員会はどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

選定の理由といたしまして、小中一貫教育校や小学校、中学校に豊富な業務実績があるというところも評価の基準の一つになっております。また、評価の内容の中でもいろいろな市民参加の手法の取り入れがあるのかですとか、実際建築するときのコスト低減なんかはどんな提案があるのだろうかということで全体的な、ソフト部分だけではなく、建築の施設の整備も含めて業者を選定をさせていただいております。一番は小中一貫校の実績というのがやはりソフトにも関わる部分かなというところで評価をしております。

以上です。

（諏訪）同じページのスクールバス運行事業でございます。先ほど前任者のほうが各学校ごとの人数とバスの運行の便数を確認されています。私は、このスクールバスを運行するに当たって新たに予算計上しなければならぬことが幾つかあったかと思います。例えば吹上小学校の入場門というのでしょうか、を造ったりとか、あとは下忍小の駐車場を造ったりというようなことが行われました。これらを含めてスクールバスに

関わった費用、運行の委託の費用ではございませんが、関わる部分での費用というのは幾らだったのかを伺います。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 1 分)



(開議 午後 2 時 3 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部参事兼教育総務課長) すみませんでした。

下忍小学校のバスの工事につきましては、令和 5 年度ではなく、すみません、ちょっと手持ちの資料がないので、お答えができません。申し訳ありません。鴻巣中央小学校の入り口の工事につきましては、令和 5 年度に実施をしております、489万6,100円が工事費となっております。以上です。

(諏訪) では、続きまして321ページの小学校教育 I C T 環境整備事業、そしてここは中学校も同じかなと思ひまして、329ページの中学校の I C T 環境整備事業についてお伺いをさせていただきます。大変 I C T を運用していくにはお金がかかるなというのが第一印象です。ずっとこの環境整備のために費用がかかっていく、教育の予算が大分ここで使われるなという感想を持っています。そして、今回も決算でかなりの費用ということが分かりますが、実際に業者さんに委託する業務の内容を、小学校も中学校もあんまり変わりはないかと思うのですけれども、詳細を教えてください。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、小学校、中学校、業務の内容は同じで、一括で契約をしておりますので、一括でお答えをいたします。委託料の詳細でございますが、委託料につきましては2つの業務委託料の費用が決算額となっております。1つ目が I C T 環境整備業務保守業務委託ということで、まずサービス利用としてデジタル校務のシステムですとか、勤

怠管理システム、文書管理システム料がございます。また、システム基盤の利用料ですとか、あとはセキュリティーシステムによる保守、安全のための費用が含まれております。さらに、活用支援保守といたしまして研修会の費用、それから全校に派遣しておりますＩＣＴ支援員の配置、また平日学校の教職員が問合せができるヘルプデスクの窓口等のサポートデスクの費用等がこちら一括で業務委託料となっております。

２つ目でございますが、情報通信ネットワーク環境業務委託保守業務ということで、こちらにつきましては学校内のＷｉ－Ｆｉ環境を整えるための保守業務ということで委託契約をしているものでございます。

以上です。

（諏訪）システムを使っていくというのは本当に高額な費用が必要となるのかと思っているのですけれども、これ毎年かかっていくわけですよ。さらにタブレットの更新もありということで、業者さんからすれば自治体は本当にいいお客様だと私は感じています。その中で、ＩＣＴの支援員さんというのはどんな、あとはほとんどシステムの保守だったりかなという感じがするのですけれども、いわゆるソフト事業といいますか、ＩＣＴ支援員さんと、あとはヘルプデスクでしょうか、人が関わるというところでは、ここについて詳しくちょっと教えていただきたいと思います。

（学校支援課長）それでは、ＩＣＴ支援員が現場でどのようなことをやっているかということについてお答えしたいと思います。

ＩＣＴ支援員は、学校に来ていただきまして、教職員の例えば校務支援システムの補助とか、また新たなデジタル教材とかそういったものをインストールするための補助作業とか、また実際に先生方が授業をする際の支援、また子どもたちの学習者用端末に係る例えばトラブルとか故障とかについて、軽微なものについて対応いただいたりとか、主にそういった業務を担っていただいております。

以上です。

（委員長）何か答弁漏れ。続けてください。

（学校支援課長） ヘルプデスクにつきましては、非常に指導者用端末が故障とか、またそういったいろいろなアプリケーションの使い方が分からないとか、校務支援システムの中でのトラブルとか、そういったものにつきまして電話をかけさせていただくとヘルプデスクのほうで対応して、また学校のほうに連絡いただきながら、教職員のサポートを充実させていただいております。

以上です。

（諏訪） ただいまお伺いいたしました。そうすると、教職員の校務の補助、業務補助になるのでしょうか、それとかあとは授業のときの支援、それからそういったものということなのですが、そうしますともう I C T 支援員がいなくなかなか授業が成り立たないというふうに思っているのかどうか伺いたいと思います。

（学校支援課長） お答えいたします。

令和 3 年度からこの端末が導入されて、先生方の授業におけるスキルも I C T 支援員ずっとこの 3 年度からついていただいておりますので、先生方も非常に授業スキルは上がっておりますので、必ずいなくてはいけないというものではなくて、授業の内容によって非常に様々な機器を使うとか、そういった状況のときに応じて支援していただいているような状況です。

以上です。

（諏訪） そうですね。もう既に 4 年ぐらいたつのでしょうか。そうしますと、あえて支援員さんがいなくても皆さん使うということができるようになっていると思います。そうすると、契約の内容を変更する必要が出てこないでしょうか。I C T 支援員さんが今まで業務委託でされていた部分に関して、やっぱり減額を申し出る必要があるのではないかなと私は感じます。いかがでしょうか。

（学校支援課長） お答えいたします。

文部科学省からもこの I C T 支援員については必ずというか、不可欠というか、配置について推進している状況と、また学校長からはこの I C

T 支援員の配置について今後もお願いしたいという要望は受けておりますので、もっと増やしてほしいというか、そういった要望もいただいておりますので、こちらとしては今のところ I C T 支援員の配置については継続していきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）せっかく先生方が慣れて、自由自在に使いこなせるようになったソフトをあえて I C T 支援員さんいつまでも置くということがちょっと私理解できないのですけれども、学校側の現場のほうからはどうなのでしょう。どうしても支援員さんいないと困るというような声があるのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、小中学校の校長会から、もちろん授業の支援はそうなのですけれども、様々やはり校務のこととか、また新しいデジタルの教科書の導入など、様々な対応が増えている部分もございますので、要望をまた増やしていきたいと考えております。その事業を継続していきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）では、これからはちょっと決算のほうのものではないのですが、せっかくこちらで要求をさせていただいた資料を頂きましたので、資料で少し質問をさせていただければと思うのです。

まず、1 番の各学校の施設改修等の実施状況、過去 3 年間ということで、これ冒頭に部長のほうから要望に関してはちょっと書き取れないよというようにいただいたのですが、その要望が私は大事だと思っておりまして、といいますのは各学校長から様々な不具合のあるところの改修要望が出されているはずなのです。それらについてはすぐまとめることができるだろうし、またそれに対応しなければなければと私はしております。ですので、1 年間でそんなに件数はないと思いますので、これはやはり作るべきではないでしょうかと思っているのです。

それと、先日、文教福祉常任委員会では鴻巣市の P T A の連絡会の会議

に参加させていただきました、その中でも様々なご要望がPTAの連合会のほうで出されていましてね。それ皆さんも参加されたので、よく記憶されていらっしゃるかと思うのですが、その要望がやはりとても大事だと思います。ですので、件数だけではなく、今後なのですけれども、要望を一覧表にして、それがどこまで進んだか、また終わっていないのかというのを決算のときに示していただけたらと思っております。

そして、あと学校関係ですと、子どもたちのいじめ、それと不登校の状況なども一覧表に出していただきまして、これはまたちょっと追って行っていきたいのですが、あと私はやはり教職員の病気休暇というか、それとあとは教職員のちゃんと不足がないかというようなことが子どもたちにとって一番大事な点だなと思っております、教職員の病休といえますか、休職になっていますね。産前産後休暇と育児休職と、あとは病気の休職だと思われるのですが、それらの一覧表も出していただきまして、小学校では病気休職された先生が3名、そして中学校が1名、合計4名ということと、あとは職員の退職の人数も出していただきまして、20代で小学校では2名、30代で1名、40代で1名、中学校では20代が1名、60代が1名。まさにこれから先生として頑張っていかれるような方々なのです。この5年度だけで6名も退職されていると。今本当に先生方が大変な中で頑張っているし、また不足しているところもあります。そういった点では、もちろん子どもたちの教育に合わせて教育の環境を考えるという中の一つとして、先生のやっぱり働き方をしっかりと教育委員会が整えるという仕事が必要なのではないかなというのをこれを見て思っております、教育に関するだけの資料で今質問させていただきますけれども、先日教職員の全員研修というのをビデオを見せていただいて、本当によかったのですけれども……

（何事か声あり）

（諏訪）はい、質問に移ります。

（委員長）質問に移ってください。

（諏訪）はい。すみません。とてもよかったのです。その中で、やはり

先生も子どもも、いじめをなくさないのではなくて、いじめを起こさないようにするにはやっぱり学校が楽しいと感ずることだというようなものがございました。こういったことから、先生方がしっかりと働いていける教育環境をどのようにつくっていくのかお聞きしたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

鴻巣市の教職員につきましては、先ほどお伝えさせていただいた、先ほどというか、資料を提供させていただいたとおりでございます。特に先ほどいただいた病気休暇取得をしている数値に関しまして、病気休暇8日以上を取得した者が16名おり、そのほか中途退職者という数字で今回6名ということで令和5年度お答えさせていただきました。こちらの令和5年度の退職された先生の内訳なのですが、20代の2名につきましては、1名が転職、別の業種の仕事に就かれております。そして、もう1名が他県の教員採用試験を受験されて、埼玉県は退職された。30代の1名というのは、女性の方で、育児で少し困難が生じたということでお辞めになった。40代の方は1名、この方は精神疾患でお辞めになりました。中学校につきましては、20代の方1名が同じく精神疾患でお辞めになり、60代の方は定年延長で、今61歳が定年になっておるのですが、この方は60歳になられたので、ご自身から退職を申出ということ、普通退職ということでお辞めになりました。

環境につきましては、昨年4月に働き方改革基本方針ということで、本市でも教職員の職場環境改善ですとか、働きやすい職場、所属感、貢献感を感じる職場ということで目指して働き方改革基本方針を打ち立てまして、それにのっとって今推進しているところです。実際に働く勤務時間、在校等時間、勤務時間外の時間も着実に減少しておるような状況で、それぞれが各学校でご自身の働き方を意識しながら行っておりますので、委員ご指摘のとおり、まずは健康第一、業務改善を目指して今後も働きやすい職場をつくり出していこうと考えております。

以上でございます。

（委員長）訂正か何かですか。

（健康づくり課長）先ほどの諏訪委員の小児医療の二次救急への質問に対して発言の訂正をお願いします。

周知について、「ホームページにご案内をしている」との発言を訂正し、「救急ダイヤルをご案内しています」と訂正をお願いします。
以上です。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。
なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。
ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。
初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第82号、鴻巣市一般会計決算について反対討論させていただきます。

小中学校適正規模及び適正配置事業がございます。川里地域で進められている小中一貫教育校についての基本構想・基本計画策定業務委託料、統合準備委員会補助金などが含まれておりますが、本市における学校統廃合、これまで笠原小学校、常光小学校、小谷小学校の廃校が決まりましたが、地域住民の反対の声も決して少なくない中で市民に丁寧な説明を欠いたまま進める統廃合には問題があると考えております。広田、共和、屈巢の3つの小学校を廃校し、川里中と一貫校にする構想も地域の皆さんから多くの不安の声や反対の声をいただいております。

小中学校適正規模及び適正配置事業については、一旦計画を中止すべきとの立場から、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。
（諏訪）では、議案第82号、令和5年度鴻巣市一般会計決算に反対の立場で討論をいたします。

教育の点が1点です。子どもの個人の尊厳、尊重した、そして子どもたちの声に丁寧に応える教育でこそ子どもたちは豊かに育ちます。そのためには地域が非常に重要だと思っております。子どもたち一人一人に目が行き届く教育条件、子どもの状態に応じて教育を進められる自主性が欠かせません。また、ICT教育に偏り過ぎているのではないのか、そのように感じた決算でございました。子どもたちが伸び伸びと教育されること、そのためにはやはり小規模校をなくすことなく、小規模校を生かしながら、鴻巣の教育の冊子にも掲げられている小規模校のよさを生かすことを前提にした教育に立ち戻るべきだということを指摘いたしまして、議案第82号に反対をいたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時54分）

（開議 午後3時01分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第80号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）すみません、少しだけお聞きいたします。

4 ページの債務負担行為の一般介護予防事業、これは事業名は先ほど説明の中でありました。委託先はどこになるのか、まず伺います。

（介護保険課長）委託先、今年度の委託事業者につきましては、シンコースポーツ株式会社とネクストリームの2社との契約となっております。来年度につきましては、この債務負担行為でいただきましてから今後入札等を行いまして、委託業者につきましては決定することになります。

以上でございます。

（潮田）続きまして、9 ページの地域支援事業支援交付金は国から、地域支援事業繰入金は市の一般財源からという形かと思うのですが、その地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業とは具体的にはどのような事業名というふうになるのでしょうか。

（介護保険課長）今地域支援事業繰入金が入っている介護予防・日常生活支援総合事業は、大きく分けて2つのサービスに分かれることになります。お一つは、介護予防・生活支援サービス事業と、もう一つは先ほどご説明いたしました一般介護予防事業の2つに分かれることになります。介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援の認定者や基本チェックリスト等の対象者の方に訪問型、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等を行うことになります。一般介護予防事業につきましては、先ほどの債務負担行為でご説明いたしました、一般介護予防につきましては全て65歳以上の高齢者の方が対象になっており、先ほどの債務負担のはつらつ健康スタジオとか、わがまちサロンとか、ご自身の生きがいや介護予防につながる事業などを展開しており、地域支援事業繰入金につきましては、このような高齢者の介護予防に資する財源となっております。

以上でございます。

（潮田）11ページ、介護保険給付費準備基金積立金は、財政の安定性から考えるとどのくらいの積立金が妥当だというふうに考えているのでしょうか。

（介護保険課長）今、積立金のご質問をいただきました。正直どのくらいの金額が妥当かというのは明確な基準はないと思います。通常、介護保険行政につきましては、保険行政ですので、いただいた介護保険料と国、県、市、支払基金等の公費に基づいて1年間で相殺するのが、ペイペイになるのが一番いいかと思うのですけれども、基本的に介護保険の運営は3年を1期とした事業計画を策定しておりますので、総給付費を見込みまして、それに対応した3年間の保険料を設定しております。計画の初年度は給付費に対して当然保険料が余ることになりますので、その余剰金を準備基金に積み立てまして、残りの2年間、特に最終年度、3年度目に保険給付費の増加に充てるために準備基金を取り崩すことが一般となっております。現在、資料等で3億、4億程度の基金が積み立ててありますけれども、給付ベースで100億ベースになっておりますので、3%、4%程度の基金が積み立ててあればおおむね順調に介護保険財政につきましては適正かつ安定的な運営になっているのではないかと認識しております。

以上でございます。

（潮田）これは全体に関わることですけれども、鴻巣市の介護保険料、6年から8年は6万9,600円、月額5,800円は近隣と比べて高いのか、安いのか、近隣市の額を幾つか示していただければと思います。

（介護保険課長）近隣市としまして、北本市、桶川市、上尾市のほうの状況のほうを示させていただきたいと思います。

月額ベースで、北本市につきましては鴻巣市と同じ5,800円、桶川市につきましては月額で6,100円、上尾市につきましては月額で6,297円の第9期介護保険料の設定額となっております。ちなみに、埼玉県全体では月額5,922円の介護保険料の設定額になっておりまして、全国平均ですと月額6,225円の設定となっております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（西尾）では、議案第85号について何点か質問させていただきます。

455ページの第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料1万7,877円というのは、これ先ほどご説明いただいた第三者納付金に関わるものなのでしょうか。内容を念のためお伺いします。

（介護保険課長）こちらは、委員ご指摘のとおり、交通事故等第三者の不法行為に応じて保険給付について損害賠償請求に係る事務を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することによる手数料になっております。

ちなみに、国民健康保険団体連合会へ委託するので、1件委託しますと1,600円、それで成功報酬としまして求償額の2.5%が事務手数料で払われることになります。

以上でございます。

（西尾）では、保険料を滞納している方々の保険料滞納の金額を出していただいているのですけれども、保険料を滞納している方々で要介護認定などに影響があるかどうか。実際に影響を受けている人がいればその人数をお伺いします。

（介護保険課長）介護保険料を滞納していますと、介護保険給付にも影響いたしまして、具体的に申しますと、介護サービスの利用者が1年間保険料を滞納すると償還払い化、1年半滞納すると保険給付の差止めを行うことになります。2年以上、2年保険料を滞納いたしますと介護給付の給付減額が行われまして、具体的には1割負担の方が3割負担になるのと、あと先ほどご説明いたしました高額介護サービス費等の不支給が行われることになります。ちなみに、令和5年度の給付減額措置者につきましては3件ございました。

以上でございます。

（西尾）では、461ページなののですけれども、介護予防住宅改修事業、こちらの黄色い色塗ってある表にもあるのですが、居宅介護住宅改修費負担金補助及び交付金のほうから281万1,000円を流用しておりますけれども、この内容と件数をお伺いします。

流用したのは、想定よりも申請件数が多かったからでしょうか。それも併せてお伺いします。

（介護保険課長）件数とかはちょっと今手元に把握していませんが、おっしゃるとおり、介護予防のほうの事業が想定よりもかなり多くなっておりますので、予算流用させていただいているということになります。

以上でございます。

（西尾）最後の質問になります。

地域支援事業費、表にいただいているものなのですからけれども、こちらのほうの歳出のほうの3番の地域支援事業費の中の2の一般介護予防事業費、こちらのほうが昨年度よりも163万9,613円、13.2%マイナスになっているのは何か理由があるのでしょうか。

（介護保険課長）先ほどの補正予算でもご審議いただきました債務負担行為のはつらつ健康スタジオの事業委託につきまして、令和4年度につきましては新型コロナウイルス感染症対策として自宅で介護予防ができるよう動画を作成してくださいという委託内容であったのですが、令和5年度につきましては、5類に移行したこともありまして、動画の作成を委託内容から外しました。それとあと、指名競争入札等で競争の原理も働かしまして、このはつらつ健康スタジオの事業委託料が前年度よりも減額になりましたので、ここにつきまして減額になったということで認識しております。

以上でございます。

（高橋）それでは、議案第85号の歳出のほうから質問させていただきます。

今前任者のほうからもし質問がありました介護予防ケアマネジメント事業のところ、減っている理由というのが動画の委託がなくなったからというお話でしたが、たしか私前回は質疑させていただいたと思うのですが、介護保険料を上げないためにはというのはやはりこの介護予防事業というのはとても大事なのではないかなと思っております。65歳以上の方全ての方が利用できるものなので、特にこれはとても大事なかなというふうに思っております、そういったところから、動画がなくなったけれども、ほかの事業、例えば外に出て集まる場だったりとか、委託しなかった予算の部分というのはほかの事業に充てることというのはできなかったものなのですか。

（介護保険課長）まず、はつらつ健康スタジオ、確かに去年もご質問いただいたと思うのですが、確かに非常に介護予防として鴻巣市としてはかなり要の事業でございますので、令和5年度につきましては北

鴻巣地域に正直あまりなかったもので、1か所市民センターに開催するということで、14か所から15か所に実施場所を1か所増やしました。それでまた少し介護予防のほうの成果が上がるのではないかなと思っておりまうのと、あと先ほどの予算面ですけれども、あと介護予防事業につきまして、やっぱりのすっこ体操とか、市内今40近くのところの団体が自主的にやっけていたけておりますけれども、そのような事業をやっけていたけて介護予防に資していただけて、ひいては介護保険料の増額が止まればいいかなとは思っております。

以上でございます。

（何事か声あり）

（介護保険課長）すみません、補足させていただきます。

令和4年度につきましては、新型コロナ感染中ですので、先ほどのビデオのほかに、人数を制限して介護予防のはつらつ健康スタジオは実施してました。令和5年度につきましては、下半期から人数制限を取っ払いまして、自由参加でオーケーということになっておりますので、必然的に客足というか、参加者の方が伸びておりますので、そういったことも踏まえまして、介護予防のほうについて皆さん前向きに取り組んでいただけているのではないかなと思っております。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。やっぱり要支援1とか2とかにもならないようにというふうに、この事業ってとても大事かなというふうに思いますので、ぜひ縮小しないで、もし例えば今やっけているものをもうちょっと拡大するとか、そういう形でもいいと思うのですけれども、とても大事にしてほしいなというふうに思います。

続きまして、地域ケア会議推進事業についてなのですけれども、こちらは恐らく今いろいろ医療、介護、地域というのを、地域包括ケアをしていきたいと思いますという中で、多職種でこういった情報共有をしてという形でやられていると思うのですけれども、令和3年度からでしたっけ、鴻巣は。というふうに認識しているのですけれども、これは始まってから

実際に効果というのですか、多職種で連携していることによって数字等で効果が出ているというものがあればお聞きしたいです。

（介護保険課長） ちょっと数字的なものはないのですが、当然多職種で連携しますので、通常の仕事のときにも当然情報交換というか、顔なじみということもありまして、当然それで人的交流は図られていると思います。

それと、あともう一点、地域ケア会議で地域の課題とか個別の課題等を分析するのですけれども、その中で地域課題がありましたら行政のほうに、私どものほうに政策提言というのをすることも一つの地域ケア会議の目的となっております。それで、昨年度かな、昨年度、今年度につきまして、移動支援につきまして少し地域の課題あるのではないかというふうな、地域ケア会議でそういう話がありまして、それに伴いましてのご助言というか、提言につきましては行政のほうにはいただいております。

以上でございます。

（高橋） すみません、全体的なことになるのですけれども、現状で介護福祉施設だったり……すみません。ちょっと訂正します。様々な今こちらのいろんな施設等のサービス事業所というのを載せていただいているのですけれども、こういった施設等にキャパというのですか、受皿ですね、鴻巣の。利用者に対しての受皿としては妥当性というか、行けていない人というか、本当は行きたいけれども、ちょっといっぱいに行けないですよとか、そういったところとか、入所できない人とか、そういうところというのは鴻巣市では現在あるのでしょうか。そういった事例は。

（介護保険課長） 今回委員会のほうに情報提供でさせていただきました市内高齢者、特別養護老人ホームの待機者数というのを資料10のほうで出させていただいておりますが、これで待機者数が124名ですか、令和5年度なのですが、この方たちが特別養護老人ホーム等に入所を希望しているのだけれども入所できていないということで、前年度から徐々に減ってはいるのですが、やっぱりこういう一定数の方もしかしたら今委

員ご質問の、なかなか、このサービスを使いたいんだけども、使えないのではないかと、入所をしたいんだけどもということも若干あるのかなとは思っておりますが、でもこの数字につきましても流動的です。徐々に減っておりますので、それにつきましては、鴻巣市につきましても施設整備とか、その他もろもろにつきましてもかなり充実しているのではないかとというふうに認識はしております。

（芝 寄）議案第85号、鴻巣市介護保険特別会計決算で、歳出のほうから質問を何点かさせていただきます。

決算書のページ数から申し上げます。457ページ、介護認定審査事業の中の報酬のところでお尋ねします。まず、1,112万円計上されておりました、まず委員の数と、要介護認定審査会委員等報酬となっているのですけれども、「委員等」の「等」ということは委員以外にもおられるということの認識でよろしいのでしょうか。2点そこをお願いします。

（介護保険課長）介護認定審査の委員報酬のことでご質問いただきました。介護認定審査会につきましては、4合議体ありまして、1合議体当たり8名で、合計32名の方の委員がいらっしゃいます。委員報酬につきましては、1回の出席当たり1万6,000円になっております。

それで、先ほどご質問がありました要介護認定審査会委員等報酬の「等」は何だというふうなご質問なのですけれども、ちょっとこの辺介護認定審査会には委員のほか合議体ごとに1名の議長というのを名目で置いておりますので、恐らくそちらのほうで、議長がいますから、「等」という認識、「等」として記載されていると思いますので。

以上でございます。

（芝 寄）同じ457ページ、介護認定訪問調査事業、その下ですね、10款のところ器具等修繕料とありますが、19万1,686円、修繕どのような内容なのかお聞きします。

（介護保険課長）こちら介護認定調査で使用している車両2台に係る修繕やタイヤ交換等にかかる費用でございます。こちら介護認定調査員のほうから、冬場の調査のときに雪が降ったりとか、そういうときでもち

よってスタッドレスタイヤではなかったので、その辺の購入もしくは交換代金と、車検のときにかかる部品交換代としましてこの金額を計上させていただきます。

以上でございます。

（芝寄）今車両、そういうのって車両のほうの費用で計上してくるのではないのですか。今スタッドレスっておっしゃいましたか。そういうのをこういう修繕料というので計上するのですか。すみません。

（介護保険課長）このようなことでちょっと今回計上させていただいております。（P.89「タイヤは消耗品で、修繕費、車検のときの修繕もしくは部品交換になります」に発言訂正）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 4 8 分）

（開議 午後 3 時 4 8 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（介護保険課長）すみません、訂正させてください。

タイヤは消耗品で、車検のときにかかる部品交換です。

（委員長）もう一度、すみません。

（介護保険課長）先ほどからの修繕費、車検のときの修繕もしくは部品交換になります。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（芝寄）では、今のところはまたゆっくり今度お伺いします。ちょっと私も認識違うかもしれないので、その辺は。よろしく願いいたします。次に、467ページをお願いいたします。一番下の地域ケア会議推進事業、この中でまた同じく委員謝礼70万の中で、委員は何人おられて、年間何回の会議を行ったのかお聞きします。

（介護保険課長）委員数は5人でございまして、専門職といたしまして薬剤師の方、管理栄養士の方、理学療法士の方、作業療法士の方、歯科

医師の計５名でございます。会議の年間開催数、開催につきましては22回開催しております。

以上でございます。

（芝寄）では、同じところで、ページを次のページになりますが、備考の13でソフトウェア使用料、会場借上料とあります。ソフトウェア使用料というこれのちょっと詳細、意味と、あと会場借り上げはどこを借り上げているのかお聞きします。

（介護保険課長）ソフトウェア使用についてですけれども、集合型、市が主催する自立型支援会議をウェブ会議で行っております。このウェブ会議で行う理由につきましては、コロナ禍もありまして、接触等の感染症の対策もありますのと、市内、市外の方のケアマネジャーやアドバイザー等が出席しやすい会議の環境にすることを鑑み、集合型の会議からウェブ会議に切り替えているものでございます。こちらのソフトウェア使用料としてウェブ会議に必要なアカウントなどの権利取得のための費用として計上してございます。

２番目のご質問の会場使用につきましてはですけれども、こちら通常、地域ケア推進会議等は市役所本庁舎の大会議室で行っておるのですが、令和６年１月に行った地域ケア推進会議につきましては、50名を超える参加者が予想されるのと、グループワークもあることから、大会議室では机の位置がちょっと配置が難しいので、クレアこうのすの会議室を借りて大規模に地域ケア推進会議を実施したのが実情でございます。

以上でございます。

（芝寄）では最後に、同じ469ページの認知症サポーター養成等任意事業の中で、令和５年の受講者数と、あとおおよそでいいのですけれども、累計、今まで何人ぐらいこれを卒業したというか、受けたのでしょうか。

（介護保険課長）こちら認知症サポーター養成講座ですけれども、令和５年度につきましては９回の講座を開催し、166人の方が受講して認知症サポーターとなっていました。それで、累計につきましては、ちょっと資料が見当たらない。おおむねとおっしゃいましたので、約

8,800人ぐらいの方が今累計として認知症サポーターになっていただきました。

以上でございます。

（芝寄）では、最後の質問です。

受講して、卒業というのかな、終えられた方、過去の方には何かしらたまには何か通知みたいな案内とか、そういったものってやられてきているのですか。終わったら終わって、そこでもう以上で、そういう形になっているのでしょうか。ちょっとお聞きしておきます。

（介護保険課長）こちら認知症サポーター、オレンジリングとサポーター証をお渡ししておりまして、次のステップとして、全員の方ではないのですけれども、オレンジサポーターを次にご案内とかして、次のステップに進んでいただける方にはご案内はしておるのですが、通常は認知症サポーターにつきましてはそちらでオレンジリングを差し上げて、今後も認知症の方を見守っていただくというのではないのですけれども、そちらで意識づけていただけるとというのが現状でございます。

（潮田）すみません、幾つか通告しましたけれども、1点だけ聞きます。介護保険制度改正が行われたことに伴って、介護事業所における業務継続計画、その部分がちょっと決算書の中は出てこなかったのですけれども、各事業所がこれ4月1日からもう義務化されているかと思うのですけれども、それに対してのもの、各事業所がつくるための補助金とか、助成だとか、講習だとかというのは本市では行っているのか。それは決算書の中でどこでそれが反映されているのか伺います。

（介護保険課長）業務継続計画につきましては、各事業所が行っていただきますので、補助金だとか、交付金だとか、そういったもので市の予算の中では特にありません。

（潮田）それに対して、自治体によって、それをつくるようにということと助成金を出してつくるようにというふうに行っているところもありますけれども、そういったことは、では今年度のほうも入っていないし、今のところもう各事業所が行っているというふうな認識ということによ

ろしいのでしょうか。

（介護保険課長）こちら業務継続計画につきましては、令和３年度の介護保険制度改正で令和６年３月３１日まで経過措置期間でございますので、当然事業所といたしまして作成していただいているものと思っております。

（潮田）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、これって市は関わるものですか、関わらないものですか。これ事業者が業務継続計画をやるに当たって使える交付金だと思うのですけれども、今回の決算書のほうにもそういうの一切なかったのですけれども、これは市も関われるものなのかどうか伺います。

（介護保険課長）この地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、一般会計のほうになっておりますので、委員ご質問の市が関われるかということ、当然市が関われる交付金になります。

（諏訪）では、何点か質問させていただきます。

頂いている横長の資料のほうで質問させていただきますが、まず歳出の介護認定の審査なのですけれども、今鴻巣市では更新は３年に１度だと思っておりますが、ですので以前よりは認定作業が大分減ったのかなと思っておりますが、今回の５年度の審査のまず回数は先ほどどなたか聞きましたっけ。聞いていない。では、１か月に審査会というのは何回行われるかということと、それから主治医意見書というのは今１件幾らなのかということ。それから、この認定に関して更新が何件で、新規が何件だったのかをまずお伺いしたいと思います。

（介護保険課長）まず、審査会につきましては、基本的に火曜日と木曜日、１合議体もしくは２合議体で行いますので、最大月８回程度行うことになります。それで、令和５年度につきましては、１年間で１４２回の審査会の回数を開催をいたしました。

続きまして、主治医意見書の金額なのですけれども、こちら在宅か、もしくは施設に伴いましてちょっと金額が変わりまして、在宅の新規につきましては５,５００円、在宅の継続の方は４,４００円、施設の新規の方は

4,400円、施設の継続の方は3,300円となっております。

それとあと、令和5年度も要介護の新規の件数は1,458件で、更新が2,345件、区分変更が519件で、合計4,322件となります。

以上でございます。

（諏訪）件数がとても多いのかなという感じがするのですが、今申請をしてから実際に介護認定が終了するまでの期間というのはおおむね1か月と言われてはいますが、当市においてはどのぐらいかかっているのか伺います。

（介護保険課長）今委員ご指摘のとおり、おおむね30日が目安なのですが、正直これだけ件数が多いので、ちょっと統計取っておりませんが、30日を超えてしまっているのが現状でございます。

以上でございます。

（諏訪）同じく歳出の資料なのですが、マイナスのところが高額介護サービス費と、それから特定入所者介護サービス費が前年度に比較して大分減額されているのですが、この理由は何でしょうか。

（介護保険課長）マイナスになっているものが特定入所者でよろしかったでしょうか。特定入所者につきましては、令和3年8月に所得及び預貯金等の試算の状況が細分化されました。それで、4年度、5年度で預貯金の額等によって該当にならないという方がいらっしゃるので、減額というか、このような金額になったというふうに認識しております。

（諏訪）では、頂いた、こちらで要求をさせていただいた資料の各サービスごとの利用状況を拝見させていただいています。それで、ちょっと気になるところは、要支援1、2の方々の訪問介護サービスがゼロというのは、これは何でしょうか。

（介護保険課長）こちらにつきましては、総合事業のほうで要支援1、要支援2、基本チェックリストの方は訪問介護、通所介護につきましては算定されますので、この資料につきましてはゼロというような記載になっております。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、総合支援サービスをお使いになっているので、介護の予防給付も含めて訪問介護はお使いになっていらっしゃるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）介護予防生活支援サービス、いわゆる総合事業のほうで訪問型サービス、通所型サービスをお使いになっているというような認識をしております。

（諏訪）その利用実態というのは何か資料がありますか。

（介護保険課長）こちら今回お示しした資料につきましては、県、国等に提出いたします事業状況報告なので、総合事業につきましてはないのですが、手持ちの資料といたしまして国保連合会に支払っています実績というのがございます。その中で、年間にはなりますけれども、訪問型サービスにつきましては年間1,965件ですか、それで通所型サービスにつきましては5,356件と、基準緩和型サービスが1,468件の件数が計上されております。

以上でございます。

（諏訪）よく分からないのですが、一応でも要支援1、2の方々も訪問介護のサービスに匹敵するものはお使いになっていると。よろしいですか、それで。

（介護保険課長）委員ご指摘のとおりでございます。

（諏訪）そうしますと、ここは同じ質問になってしまうかもしれませんが、要支援、予防の方の通所介護もゼロ回なのですか、こちらも同じですか、考え方としては。

（介護保険課長）今の意味合いとしては同じでございます、先ほどちょっと私が早口で説明してしまいましたけれども、通所型サービスにつきましても先ほど年間5,356件の方が利用されておりました、あと基準緩和型の通所型サービスにつきましては1,468件が利用されておりますので、先ほどの訪問と同じ実態でございます。

（諏訪）この表を見ますと、夜間対応型の訪問介護がゼロ回なのです。夜間訪問型の通所介護というのは、当市においてはやっている事業所は

ないということによろしいのでしょうか。

（介護保険課長） はい、ありません。

（諏訪） 要望としてはいかがなのでしょう。例えばケアマネジャーなどから夜間訪問、例えばおむつ交換などで訪問介護のサービス事業者があると思っている方もいらっしゃるかなと思うのですけれども、提供事業者がないということによろしいのでしょうか。

（介護保険課長） はい、そうです。提供事業者はございません。

（諏訪） あともう一点、市内の高齢者福祉施設等の定員と入所数というのも出していただきました。こちらを拝見いたしますと、定員に満たないところがありますけれども、これは入所ではなくて短期入所にベッドを空けているのか、その辺をちょっと確認をしたいと思いますが。

（介護保険課長） 個々の施設にちょっと確認はしていないので、その辺詳細はお答えできかねるのですが、当然例えば入院しているときの間にベッド数を取っておくというか、そういうのもあると思いますので、短期入所につきましてはこの定員以外に別途、短期入所のベッドとして整備されているというか、そろっておりますので、そういうことになります。

（諏訪） では、最後に高齢者施設の待機者数なのですけれども、要介護3以上、原則3以上が入所可能ということになっていきますので、3以上で出されておりますが、要介護1、2でも施設の入所希望の方がいらっしゃるかと思います。その辺の情報というのはないのでしょうか。

（介護保険課長） 要介護1、2の方が特別養護老人ホームに申し込んだりしますと、その施設のほうから情報として要介護1、2の方が申し込みましたよというのは市のほうに通知が来ます。それで、施設のほうで入所検討委員会等にかけていただいて、要介護1、2の方が入るかどうかのほうの検討に入ることになります。

以上でございます。

（委員長） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第85号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論させていただきます。

職員の皆さん非常に頑張っておられると思います。本市、65歳以上第1号被保険者の方々が3万6,291人で、本市民の30.87%を占めております。しかしながら、要介護、要支援の認定状況は13%です。65歳以上の方でも制度を利用する必要のないお元気な方もおられますけれども、私の周りでは制度を利用したくても利用しづらい、あるいは面倒くさいという声も聞かれております。また、一般介護予防事業費が前年度より削減されておりますが、介護予防に資する活動支援も引き続き力を入れていただきたいところでございます。自治体として市民に寄り添った運営を工夫する余地があると申し上げます。また、地域の小規模事業者の支援を強化する必要もあると申し上げます。

したがいまして、本議案に反対させていただきます。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）介護保険特別会計、令和5年度の決算の認定に対して反対の討論をさせていただきます。

介護保険制度そのものが非常に使いにくくなっているということと、それと保険料は自治体で独自に決められるわけですが、やはり介護サービス費用が高いためになかなか、給付が増えてしまうということもあります。その中で保険料が3年間上がりました。そしてまた、新たな保険料を決める上での計画の運営協議会が5年度は開催されました。そしてまた、令和6年度の保険料がまた値上げの判定をしたということ了指摘いたしまして、反対といたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、子ども・子育て支援、地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、子ども・子育て支援、地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備に関する事項について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

続いて、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

なお、9月12日の本会議において閉会中の継続審査の件が承認された後、9月13日金曜日午前の本会議終了後、大阪府大東市、三重県桑名市、愛知県長久手市の視察に係る委員派遣の件を議題とした文教福祉常任委員会を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

（閉会 午後4時12分）